

## 第4回古平町議会定例会 第1号

平成26年12月18日（木曜日）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 選挙第 1号 副議長選挙について
- 5 選挙第 2号 北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について
- 6 議案第55号 平成26年度古平町一般会計補正予算（第8号）
- 7 議案第56号 平成26年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 8 議案第57号 平成26年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 9 議案第58号 平成26年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 10 議案第59号 古平町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案
- 11 議案第60号 古平町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案
- 12 議案第61号 古平町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案
- 13 同意第 3号 古平町監査委員の選任について
- 14 陳情第13号 「ゆきとどいた教育」の前進をもとめる陳情
- 15 陳情第14号 「新たな高校教育に関する指針」の見直しをもとめる陳情
- 16 陳情第15号 「高校・大学教育の無償化」の前進をもとめる陳情
- 17 陳情第16号 再任用教員が培った力を生かし、少人数学級の実現・教育条件整備に向け必要な交付税措置を国に求める意見書採択を要請します（陳情）
- 18 陳情第17号 「必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書」採択を求める陳情書
- 19 陳情第18号 18歳未満の子どもへ甲状腺検査実施に関する陳情書
- 20 陳情第19号 後期高齢者医療制度の「特例軽減措置」の継続を求める陳情書
- 21 一般質問
- 22 委員会の閉会中の継続調査申出書  
（総務文教常任委員会）
- 23 委員会の閉会中の継続調査申出書  
（産業建設常任委員会）
- 24 委員会の閉会中の継続調査申出書  
（議会運営委員会）

25 委員会の閉会中の継続調査申出書  
(行財政構造改革調査特別委員会)

○追加議事日程

- 1 諸般の報告(産業建設常任委員会副委員長の辞任と互選)
- 2 意見案第13号 「ゆきとどいた教育」の前進を求める意見書
- 3 意見案第14号 「新たな高校教育に関する指針」の見直しを求める意見書
- 4 意見案第15号 「高校・大学教育の無償化」の前進を求める意見書
- 5 意見案第16号 再任用教員が培った力を生かし、少人数学級の実現・教育条件整備に向け必要な交付税措置を国に求める意見書
- 6 意見案第17号 再任用教員が培った力を生かし、少人数学級の実現・教育条件整備に向け希望者全員の再任用を求める意見書
- 7 意見案第18号 必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書
- 8 意見案第19号 18歳未満の子どもへ甲状腺検査実施に関する意見書
- 9 意見案第20号 後期高齢者医療制度の「特例軽減措置」の継続を求める意見書

○出席議員(9名)

議長10番	逢見輝統君	2番	岩間修身君
3番	中村光広君	4番	本間鉄男君
5番	堀清君	6番	高野俊和君
7番	木村輔宏君	8番	真貝政昭君
9番	工藤澄男君		

○欠席議員(0名)

○出席説明員

町	長	本間順司君
副町	長	田口博久君
教育	長	成田昭彦君
総務課	長	小玉正司君
会計管理者		白岩豊君
財政課	長	三浦史洋君
民生課	長	和泉康子君
保健福祉課	長	佐藤昌紀君
産業課	長	村上豊君
建設水道課	長	本間好晴君

幼児センター所長	宮田誠市君
教育次長	佐々木容子君
総務係長	高野龍治君
水産係長	田名辺信行君

○出席事務局職員

事務局長	藤田克禎君
議事係長兼総務係長	中村貴人君

開会 午前 9時58分

- 議会事務局長（藤田克禎君） 本日の会議に当たりまして、出席状況をご報告申し上げます。  
ただいま議員9名が出席されております。  
説明員は、町長以下14名の出席でございます。  
以上でございます。

◎開会の宣告

- 議長（逢見輝統君） ただいま事務局長の報告どおり9名の出席を見ております。  
よって、定足数に達しております。  
ただいまから平成26年第4回古平町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

- 議長（逢見輝統君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（逢見輝統君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、3番、中村議員及び4番、本間議員のご兩名をご指名いたします。

◎議会運営委員長報告

- 議長（逢見輝統君） ここで、去る12月12日に開催されました議会運営委員会での決定事項を議会運営委員長より報告していただきたいと思っております。

議会運営委員長、真貝政昭君、報告願います。

- 議会運営委員長（真貝政昭君） それでは、私のほうから去る12月12日に開催されました議会運営委員会での決定事項をご報告申し上げます。

会期につきましては、本日12月18日から19日までの2日間とするものであります。

議事日程でございますが、お手元に配付の日程表に基づき取り進めるものといたします。

7件ほど上がっております陳情でございますが、陳情第13号、第14号、第15号、第16号、第17号、第18号、第19号については、委員会付託を省略し、本会議で採択の上、本定例会中に意見書を提出する運びといたします。

次に、一般質問についてご説明いたします。一般質問は、一問一答方式を試行で行います。質問回数は1件につき原則3回、質問ごとに質問、答弁、再質問、再答弁、再々質問、再々答弁というように繰り返し行ってください。

以上、議会運営委員会で決定された事項でございますので、皆様にご報告申し上げますとともに、よろしくご協力くださいますようお願い申し上げます。

以上で委員長報告を終わります。

- 議長（逢見輝統君） 議会運営委員長の報告を終わります。

◎日程第2 会期の決定

○議長（逢見輝統君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日12月18日から12月19日までの2日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日12月18日から12月19日までの2日間に決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（逢見輝統君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告は、平成26年11月分の例月出納検査結果の1件でございます。内容については、お手元に配付の資料をもってかえさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（逢見輝統君） 本日は定例会でございます。町長より行政報告の申し出がありますので、これを許します。

○町長（本間順司君） 皆さん、おはようございます。本日、平成26年第4回古平町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には年末を控えての何かとご多用の中、差し繰りご参集をいただき、まことにありがたく、心から厚く御礼を申し上げます。

本定例会においてご審議いただく案件は、さきに配付いたしました別冊議案にありますとおり、補正予算案が4件、条例の制定案件が3件、選任同意の案件が1件、そして選挙が2件の計10件をお願いするものでありまして、詳細につきましてはそれぞれ上程の際にご説明をいたしますので、よろしくご審議の上、ご決定、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、定例会でございますので、恒例により議案審議に先立ち行政報告を述べさせていただきますと存じますので、しばらくの間お聞き取りを願います。

前回2年前の総選挙は、社会保障と税の一体改革法案の成立をめぐり、いわば人質にとられた形の解散総選挙でありましたが、民主党政権の失政や、第三極と言われるさまざまな政党が乱立し、結果自公両党の圧勝によって政権を奪還、以後今日まで連立政権一強多弱という国会構成の中で、デフレ脱却を最大目標にしながら経済最優先で国政を進めてきたところであります。いわゆるアベノミクスなる三本の矢の経済政策で株価は水準を回復したものの、円高は想定以上に是正されて逆効果の様相を呈し、しかも社会保障費に充当するべく消費増税が他のさまざまな要因と相まってGDPを押し下げる形となったことにより、安倍総理はこの経済対策を是非を問うべく、突然アベノミクス解散と銘打ってこのたびの総選挙となったところであり、ご承知のとおり戦後最低の投票率という背景の中で、再び自公連立政権の圧勝で終わったのであります。このたびの選挙は、小泉流

と言われるように、安倍総理が長期政権を狙ったものと受けとめられており、結果はまさに再可決が可能となる3分の2以上の議席を維持したところであります。

それでは、初めに総務企画関係から申し上げます。計画期間を平成23年から26年までの4年間とした古平町市街地地区都市再生整備計画は、安心と安全を確保し、健康で潤いのある、あらゆる世代が暮らしやすいまちづくりを目標に掲げた国土交通省の社会資本整備総合交付金事業で、これまで古平小学校跡地の多目的運動広場、防災無線、防災備品庫、防災ハンドブックなどを整備してまいりましたが、計画最終年の今年度につきましては防災情報板設置事業とこれら交付金事業の効果を分析するためのアンケート調査のみとなっております。防災情報板設置事業につきましては、海拔表示シートを町内43カ所の電柱に、また海拔表示標識にあっては漁港内と歌棄海水浴場7カ所に設置し、避難場所標識につきましても26カ所の避難場所に設置したところであります。なお、交付金事業の効果を分析する古平町まちづくりアンケート調査につきましては、12月5日を回収期限に1,150人にアンケート調査を依頼し、42.2%の485名の方々からご回答をいただき、現在集計と分析作業を行っているところでありますが、この間のご協力に対しまして心から感謝申し上げます。

次に、本町の主幹産業である水産加工業の支援を目的として始めたふるさと納税（特産品贈呈事業）につきましては、思いのほか好評を得て全国からたくさんの応援をいただき、9月の第3回定例会で追加補正の議決をいただいたところでありますが、さらに特産品の贈呈予算に不足を来す状況となっておりますことから再度の追加補正予算を計上しておりますので、上程の際にはよろしくご審議いただきますようお願いいたします。

次に、電算システムの改修についてであります。東日本大震災を契機として、地方自治体が災害発生時点からいかにして日常業務を円滑に再開させるかが求められたことから、その対策について検討してまいったところであります。これが対策につきましては、昨年NTTの光回線が本町まで延長されていることから、行政情報のかなめとなっている住基情報、町税情報等と札幌の電算センターとを光回線で結ぶこととしたところであり、平成26年度事業の総合行政システムクラウド事業が完了して、10月1日から稼働いたしております。したがって、来年3月の稼働を目指して目下作業中であります。戸籍の電算化事業が完了した暁には、万が一役場庁舎が被災して電算機器が破損した場合であっても、大事な行政情報が毀損する心配はなくなるのであります。ただ、日常業務を円滑に再開させるためには恒常的に他代替施設を確保しておくことが必須であります。一自治体では大変難しい問題で、今後の課題となっております。

続きまして、税財政関係について申し上げます。平成26年度町税収納状況及び収納率向上の取り組みについてありますが、11月末における町税の収納額及び収納率につきましては表1のとおりとなっております。前年同期の収納率と比較すると、軽自動車税のみが3.3%上昇しているほかは、個人町民税が1.7%、純固定資産税が2.0%、都市計画税が1.5%、税総体としても1.1%のマイナスとなっております。さらに国民健康保険税につきましても0.6%のマイナスであります。また、平成26年度の税収見込額につきましては、表2に示すように対前年度マイナス712万3,000円（率にしてマイナス3.1%）となる見込みであります。

また、町税等収納率向上への取り組み状況であります。昨年6月策定の町税等収納率向上対策

実施計画についての結果検証を行い、今年度におきましても7月に下表のとおり計画を策定し、収納率の向上に取り組んでいるところであります。

次に、財政関係であります。平成27年度の予算編成は下表のとおり進めることとしており、ほぼ例年同様の作業スケジュールで取りまとめ中ではありますが、総選挙のために国の予算編成作業がおくれてはいるものの、2年前のようなことにはならないと考えております。

続きまして、民生関係について申し上げます。最初に、冬の給付金（福祉灯油等購入）助成事業についてであります。町内の灯油価格が12月に入って税抜き1リットル当たり90円台半ばで推移していることから、昨年度同様、今年度におきましても低所得の老人世帯及びひとり親家庭を対象に、高騰する燃料費など冬期間に増加する費用に対処するための冬季生活支援と位置づけ、冬の給付金（福祉灯油等購入助成金）として事業を実施することといたしました。なお、今年度におきましては、助成方法を古平町商店振興会商品券の交付を考えているところであり、交付方法としましては通常の開庁時間の窓口交付に加え、夜間窓口及び各集会場での臨時窓口、さらには郵送での交付を検討しており、補正予算上程の際にはよろしくお願いを申し上げます。

次に、本定例会でご審議いただきます議案第59号から61号の条例制定3本ではありますが、いずれも子ども・子育て関連3法の施行に伴い、家庭的保育事業等の確認に必要な設備や職員などの運営に関する基準、教育・保育施設及び地域型保育事業の確認に必要な利用定員や施設の管理運営に関する基準、放課後児童健全育成事業に必要な設備や職員などの運営に関する基準について新たに条例で定めるものであります。新制度は、平成27年4月から本格施行する方針のもと、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるものであり、詳細につきましては条例上程の際にご説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、2つの給付金の臨時福祉給付金、子育て臨時特例給付金の状況であります。臨時福祉給付金は951世帯、1,302人が申請済みであり、うち946世帯、1,296人に支給決定を行っており、5世帯6人が不支給となっております。また、子育て臨時特例給付金では、237人の対象児童数に対し146人の保護者等へ支給決定したところであり、対象者への支給率は100%であります。

次に、町火葬場の建てかえ事業であります。現在の施設は昭和49年建設で築40年を経過し、老朽化等によって建てかえの検討を余儀なくされているところであり、かなり以前に余市町から打診を受けておりました広域での整備について来年4月から協議を進め、平成27年度中には単独または広域で整備をするかの結論を出したいと考えております。

次に、国民健康保険の関係であります。去る11月26日に後志広域連合の第2回定例会が開催され、平成25年度国民健康保険事業特別会計の決算につきまして、歳入決算額93億6,832万9,790円に対し歳出決算額が89億1,715万3,731円で、歳入歳出差引額の4億5,117万6,059円は翌年度へ繰り越すことで決算が承認されております。なお、決算が承認されたことに伴い、平成25年度分にかかわる本町の分賦金の精算につきましては3,042万4,436円が返還されることとなりますが、内容につきましては国保会計補正予算上程の際、詳しく説明させていただきます。

続きまして、保健福祉関係について申し上げます。ひとり暮らし高齢者等に係る除雪サービス事業につきましては、去る11月19日に地域ケア会議を開催し、前年度実績より17世帯減（前年度1次

決定より13世帯減)の29世帯について1次決定したところでありますが、前年度利用者のうち8世帯が高齢者複合施設ほほえみくらすへ入居されており、これが大幅な減少の要因となっております。

次に、例年実施しておりますインフルエンザの予防対策としての予防接種につきまして、11月末現在における予防接種法の定期二類に該当する65歳以上高齢者にあつては、対象者1,411名の約30%となる420名が接種を終えており、さらには重症化の予防と家族や身近な所属集団での蔓延予防を図るべく若年層を対象に町単独事業として実施している任意接種にあつては、対象者339名の約44%となる149名が接種を終えております。また、昨年までは満1歳から18歳以下までを対象者として実施してきているところでありますが、幼児センターに通う1歳未満児の多くが自費接種をしている状況を踏まえ、集団保育児の罹患予防を目的に、本年度から生後6カ月まで対象を拡大して実施しているところであります。

次に、本年度から新たに定期予防接種の対象に追加された高齢者肺炎球菌予防接種であります。平成26年度から平成30年度までの5カ年間の中で65歳から5歳ごとに10歳まで及び10歳以上の方を対象に実施することとしており、11月末現在で接種を終えている方は10名と、対象者288名の約3.5%にとどまっている状況にあります。また、定期予防接種の対象とならなかった65歳以上の方を対象とした町単独事業(半額助成)の任意接種においても14名の方の接種にとどまっている状況にあり、当該ワクチンの免疫効果が1回の接種で5年以上期待できることから、本町の高齢者にあつては既に(5年以内に)任意で予防接種を済まされる方が多いものと推察しているところであります。

次に、11月9日から2日間、文化会館と漁港会館の2カ所で実施した秋の住民健康診査に係る結果は、別表に示しているとおり98名(前年比54名増)の方が受診されており、春期と合わせ231名(前年比47名増)の方が受診されました。これが増加の要因としては、国民健康保険事業における未受診者対策の成果があらわれたものと解釈しているところであります。また、特定健診を受けられた68名のうちメタボ基準による該当者が11名、予備群が6名で、特定保健指導対象者は積極的支援が6名、動機づけ支援が1名となっており、春期と合わせますと受診者155名のうちメタボ基準による該当者が24名、予備群が20名で、特定保健指導対象者は積極的支援が7名、動機づけ支援が4名となっております。この結果、古平町におけるメタボの状況について、該当者では女性が全国水準を若干上回っておりますが、予備群では男女ともに全国水準より下回っている状況にあります。なお、秋期健診者に対する事後指導につきましては、医師、保健師、栄養士による健診結果説明会を12月10日に実施したところであります。

続きまして、産業関係について申し上げます。最初に、農業関係であります。水稲の作況につきましては、9月定例会で順調な田植えについてお伝えしたように、平均反収が471キログラムと、昨年の467キログラム、一昨年の458キログラムを多少上回っております。なお、農業者経営安定対策による交付金が去る11月18日に交付されておりますが、米・水田利用交付金は、10アール当たり1万5,000円と単価が半額となったことに伴い、約251万円(昨年443万円)の交付決定となったところであります。また、バレイショにつきましては雨不足の影響で小ぶりの作柄となりましたが、カ

ポチャは平年並みの収穫で終わったと伺っております。

次に、林務関係であります。愛林思想の普及啓発を図ることを目的とし、毎年実施している町主催の植樹祭が去る10月25日に町営牧場内で開催され、ことしはアカエゾマツ400本の苗木を、東しゃこたん漁協浅海漁業部会員を初め北海信金の職員等多くの町民の方々の参加をいただき、総勢73名の手によって植樹することができました。大変ありがたく思っており、この苗木が順調に育つことと、さらに山づくりの輪が広がり、少しでも海づくりの一助になればと願っているところであります。

また、工事関係であります。町発注工事の森林管理道チョペタン線改良工事につきましては、去る12月8日に完成して受け渡しを終え、林業専用道鼻垂石線整備工事につきましても去る12月9日に完成して既に受け渡しを終えております。さらには、後志総合振興局発注工事であります西の沢川予防治山工事につきましては、工期は12月24日まででありましたが、12月12日に工事の完成を見ております。なお、総選挙のために交渉の行方が心配されるTPP（環太平洋連携協定）交渉は、各党一斉に国内農業に配慮すると主張しておりましたが、交渉が終盤に差しかかっているのは確かなようであります。

次に、水産関係であります。衛生管理型漁港施設整備事業の一環で、これが最終章となる製氷貯氷施設工事につきましては、東しゃこたん漁協が事業主体となって建築に当たっておりますが、工事は順調に進んで11月末現在の建築主体工事の進捗率は60%となっており、今後外部建具や腰壁の塗装を施し、年末までには約90%に達するとのことであります。また、製氷冷蔵設備工事につきましては、今月から機械設備工事に着手し、年内には全ての機械搬入を終える工程となっており、年末における進捗率は約50%に達するとのことであります。なお、北海道開発局発注の古平漁港マイナス4メートル岸壁改良工事の進捗率につきましては、11月末現在で82%となっております。

また、浅海漁業者が試行錯誤し苦勞している磯焼け対策につきましては、東しゃこたん漁協古平地区浅海部会が漁港の静穏域を利用しながら昆布養殖に取り組んでおり、さらにはウニ除去による藻場造成の調査につきましても、昨年同様中央水産試験場と協力しながら実施しているところであります。一方、11月末現在の古平地区の漁業水揚げであります。数量で178トン減の2,264トン（前年同期比7.3%減）、金額では5,500万円増の9億1,800万円（前年同期比6.4%増）となっており、魚種別ではホッケが高値で推移して対前年同期より1億1,000万円増となり、サケも不漁との来遊予測を覆して増加に転じ、さらにはタコ、イカ、ヒラメが数量、金額ともに増加したものの、エビ、タラ、オオバが逆に数量、金額ともに減少しております。

次に、水産加工関係であります。経営破綻した6社のうち2社につきましては新会社を設立し、それぞれ10月と11月に続けて操業を開始したところであり、さらには余市町の加工業者が破綻した加工施設を購入し、来年3月にも操業を開始するとのことであり、年末に向けて少し明るい話題となっております。心から経営の安定を願うばかりであります。

次に、商工労政関係では、数年前から実施しておりますプレミアム商品券の販売につきましても、今春の水産加工業者さんの経営破綻に伴い、町内経済の底上げを目的として年2回に販売を増加したところではありますが、その後期分としての3,000万円分につきましては9月30日に販売を開始し、

12月5日には完売いたしております。

また、商工会が古平町にぎわい活性化事業として実施した古平町マスコットキャラクター募集についての最終審査が去る11月27日に開催され、たらこ等の特産品とセタカムイをあしらった大阪の方の作品が選ばれ、「ふるっぴ〜」と名づけられました。今後、古平町のPRに大いに役立てていただきたいと思っております。

また、10月15日には古平町を多くの人に知ってもらうための日帰りバスツアーが行われ、本町出身の宮本荘三シェフによる地元食材を使った中華料理が振る舞われました。さらには、11月28日に本町の特産品でありますたらこ、ヒメマスを使った料理コンテストの最終審査が行われ、明太子チャーハンとヒメマスのちゃんちゃん焼き風マヨネーズグラタンが同率で最優秀賞に選ばれております。

次に、観光関係であります、日本海ふるびら温泉「しおかぜ」の11月末の利用者数は4万5,008人で、前年同期と比べて227人の減となっております、冬期間はさらに減少することが考えられることから、指定管理者が独自のサービスとして実施している期間限定回数券の販売PRに努めるとともに、高齢者福祉の増進を図るための優待券の配付PRにも努め、集客増を図ってまいります。また、家族旅行村の施設利用につきましては、一部施設を改修しながら入村するキャンパーの環境改善を図って集客増を図りましたが、最終的には3,138人と前年度より75人の減となりました。その要因としては、景気低迷や余暇活動の多様化により滞在日数の短縮等の影響が考えられることから、来シーズンこそはロケーションを売りにしたリピーターの確保に努め、集客増につなげてまいりたいと考えております。

また、11月3日にシーズンオフとなりましたパークゴルフ場は、数年来減少傾向が続いておりましたが、ここにきてようやく歯どめがかかって、利用者数は4,054人で前年度より307人の増となり、今後もよりよいサービスとコース整備に努めてまいります。なお、余市町ではNHK連続テレビ小説の「マッサン」効果によって観光客が増加しておりますが、その一部が本町にも流れ込んでいるとの情報もあり、冬の積丹半島の魅力やしおかぜ温泉の泉質、効能のよさをさらにPRし、立ち寄っていただくように努めてまいります。

続きまして、建設水道関係について申し上げます。本町に関係する平成26年度公共工事の発注状況及び11月末時点での進捗状況は次のとおりであります。

まず、国の工事ではありますが、平成29年2月までを工期とする国道5号新忍路トンネル掘削工事につきましては26%の進捗率となっており、国道229号梅川登坂車線整備工事につきましては、路盤工及びのり面工部分が99%、舗装及び防護柵工等部分が91%の進捗率となっており、12月中に中央分離帯を設置することとしており、年内にはほぼ完成する見込みとなっております。

次に、道の工事ではありますが、古平川流下阻害解消工事につきましては、古平大橋から古平中学校体育館までの区間の堆積土砂1万立米を掘削するもので、11月27日に宮本土建工業（小樽市）が2,430万円で受注しており、工事期間は来年の3月20日までとなっております。また、8月26日に和田建設（余市町）が受注している丸山川砂防工事の進捗率は80%となっており、上記以外の主な工事につきましては下表のとおりとなっております。

なお、9月の定例町議会で要望のありました道道と町道の交点部分の雨水滞留改善につきましては、道（建設管理部余市出張所）と協議の結果、来年度において共同で補修施工することで決定を見たところであります。

次に、町の主な工事等ではありますが、公営住宅関係では清丘団地3棟6戸の解体（水見建設）及び中央団地2棟8戸の屋根のふきかえ（苗代沢建設）、さらには栄団地3棟13戸の屋根のふきかえ（坂本建設）及び栄団地5棟21戸の内窓交換工事（苗代沢建設）が予定どおり完了いたしております。また、清川団地の建てかえにつきましては、さきの議会総務文教・産業建設合同常任委員会で概要説明いたしました基本設計に基づき、現在実施設計の作成段階に入っております。なお、去る12月5日には町内会長会議において、そして10日には清川団地入居者説明会を開催し、同様の説明をしたところであります。

また、道路事業関係にあつては、去る11月27日にロータリー除雪車が納入となり、西部地区の道路除雪に使用されております。

なお、その他の主な工事の契約状況及び進捗率は以下のとおりとなっております。

次に、住宅リフォーム補助金についてではありますが、12月10日現在での申請件数は前年同期より8件多い22件で、補助金額は同じく183万2,000円増の533万8,000円となっております。また、定住促進を目的とした民間アパート建設費補助金につきましては申込者がなかったため、制度の見直しを含め今後の検討が必要と考えているところであります。

ことしも残すところ10日余りとなりますが、ことしの12月は昨年とは違ってシベリア寒気団の張り出しがたび重なり、本道のみならず列島全体が寒波や大雪に見舞われる状況となっており、厳しい冬到来の感があります。

去る11月19日、例年どおり全国町村長大会がNHKホールで開催され、安倍総理初め大物大臣や国会議員が出席され、盛会に開催されたところであります。特に地方創生担当相である石破大臣の挨拶は熱が入ったものでありました。また、11月15日には東京ふるびら会が総勢39名参加のもとで開催され、先ほども申し上げました古平町出身の宮本莊三シェフが招待されてご講演をされ、自分の生い立ちから現在に至るまでのさまざまな経験談を話されておりました。

安倍総理は、総選挙での圧勝を受け、特別国会の召集を今月24日とし、3日ほどの会期中で首班指名や組閣を行い、スムーズな政権運営を図りたいと考えているとのことであり、党役員人事や各閣僚については留任の方向で調整するとのことのようであります。その上で、今年度の補正予算や新年度予算の年度内成立に向け精力的に取り組んでまいるとしてあります。

本町におきましても前述のとおり日程で予算編成作業を進めているところであり、さまざまな課題が山積している中ではありますが、優先度合いを考えながら一步步解決してまいりたいと考えているところであります。

町民の皆様にとって、来る年がよりよい年となりますよう祈念いたしますとともに、議員の皆様には町政へのさらなる理解となお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げ、行政報告といたします。ありがとうございました。

○議長（逢見輝続君） 町長の行政報告が終わりました。

次に、教育長より行政報告の申し出がありますので、これを許します。

○教育長（成田昭彦君） 日ごろ議員皆様には、本町の教育行政の推進に深いご理解とご協力をいただいておりますことに心より感謝申し上げます。

平成26年第4回古平町議会定例会の開催に当たりまして、教育行政報告をさせていただきたいと存じますので、お聞き取りを願います。

学校教育関係では、道教委から本年4月に小学6年と中学3年を対象に行われた全国学力・学習状況調査の管内別の平均正答率が公表され、後志は小中全科目において全道平均を下回る結果でありました。本年度より結果公表については市町村教委の判断で学校別結果を公表できることとなりましたが、古平町では2月に開催された教育委員会での実施方針どおり、保護者や地域住民に対して域内の教育及び学校の説明責任を有していることを考慮し、数値の公表ではなく、全国、全道平均と比較し、言葉で表現することとし、12月広報で住民周知したところでございます。

10月5日に全校テーマ「一人一人がBright（輝やいた学校祭）」のもとに第67回古中祭、19日に「協力し、心に残る最高の学芸会」をテーマに小学校の学芸会が行われ、たくさんの保護者や地域の方々にご観覧いただき、子供たちは緊張の中にも練習の成果を十分に発揮できた舞台となりました。ことしから日曜日に実施することとなった古中祭には例年より多くの保護者の方々にご来場いただき、生徒たちも1人で何役も抱えながら頑張った学校祭となりました。

地震、津波に備えて小中それぞれ避難訓練を実施し、小学校は9月24日に突然の訓練放送で担任等の指示を聞いて行動することを狙いとし、グラウンドに避難した後津波警報が発令され、さらに上のグラウンドを目指して避難しました。中学校では、10月15日に1次避難を学校職員の駐車場、その後大津波警報が発令されたという想定でほほえみくらすまで全員避難し、学校内での避難指示から避難完了するまで15分以内を目標としましたが、屋外に出たから10分で避難を完了しました。

中学生の自己の生活、学校生活及び社会に対する合理的な物の見方、考え方、判断力を育て、意見を堂々と論述することを通し、多くの人々を説得する力を育てることを目的に、去る10月20日に仁木町立銀山中学校において後志中文連北地区弁論大会が行われ、本校からも校内弁論大会で選出された2名の生徒が出場し、2年の森綾菜さんが「言葉と気持ち」と題し熱弁し、3位3席に入賞しましたが、後志大会への出場はかないませんでした。北地区での入賞者が出たのは、私が教育長に就任してから初めてのことであります。また、後志英語暗唱大会に出場した2年生2名が優秀賞に、税の作文コンクールでは北海道関税会連合会長賞、税務署長賞を受賞するなど文化面での活躍が多く見られました。

平成27年度古平小学校へ入学予定児童の就学時前健康診断を10月23日に行い、23名の児童が受診いたしました。該当する児童については、22名が幼児センターみらいに入所し、1名が町外保育施設通園者であります。

恒例となっている第39回古中吹奏楽部定期演奏会が10月25日に行われ、交響詩「魔法使いの弟子」など10曲が披露され、会場に集まった多くの観客から温かな声援をいただいております。

中学校では、教職員の発案で昨年度から全教職員が年度内に必ず1回公開研究授業を行うことになっており、10月27日は1年社会、2年数学及び3年社会、11月5日には後志教育研究会の音楽科

研修会を小中を会場に行い、どちらも後志管内から多くの先生方に参観いただき、教師も子供たちも緊張した様子でしたが、それぞれの授業で与えられた課題に取り組み、授業終了後の研究討議で指導助言を受け、今後も授業力の向上に努めてまいりたいと話しておりました。

11月11日の5、6時間目に全校生徒、保護者を対象に小樽市立菁園中学校の事務職員、藤平繁範氏を講師に迎えインターネット安心講座を実施し、個人情報簡単にほかの人に漏れてしまう怖さや、ツイッターの乗っ取り、説明を読まずに簡単にインストールしないなど具体的な内容を教えていただき、安易に使わず、自分の身を守ることの大切さを理解することができ、非常に役立つ講演内容だったと報告を受けております。

小学校では、12月4日からインフルエンザA型による欠席児童数が増加し、対応について学校医と協議した結果、1、2年生が12月9日から11日、6年生が10日から12日、5年生が11日から12日まで学級閉鎖の措置をとることといたしました。5、6年生は4月にも学級閉鎖しており、このままでは法に定められる年間授業数の確保が困難な状況となることが予想されることから、冬季休業日の1月15日から19日までを登校日として授業時数の確保を図ってまいります。なお、本日、小中学校ともに強風のため臨時休校の措置をとっております。

12月4日に後志教育局長、次長ほかが来管し、来年度に向けての教職員人事協議が行われ、いよいよ年明けから本格的な人事作業が始まってまいります。ちなみに、小学校校長については本年度末をもって定年退職となります。今後の人事日程作業については、次ページ掲載のとおりでございます。

児童生徒が楽しみにしている冬季休業は、小学校が12月26日から1月19日までの25日間、中学校が12月20日から1月12日までの24日間となっており、この間小中ともに学力向上や受験に向けた補習授業を取り入れてまいります。

次に、生涯学習、スポーツについてであります。古平町文化団体連絡協議会最大の事業である第40回文化祭作品展示会が10月24日から28日までの5日間、文化会館太陽ホールで開催され、8団体、19個人から385点の出展があり、期間中246名の方々の来場がありました。また、毎年11月3日の文化の日に行っている第47回文化祭発表会も、加盟10団体が日ごろの練習の成果を披露され、当日は雨と強風の大荒れの天候で、防災無線を通じて町民に外出を控えるよう放送があったにもかかわらず、例年と変わらない261名のお客様に入場いただき、出演者に温かい声援を送ってまいりました。

集中できる学習環境の提供と支援を行うことにより、児童の学習習慣と基礎学力の定着を目的に開催している放課後ふるびら塾には36名が登録し、毎週木曜日に文化会館で低高学年別に3名の学習支援員から指導を受けており、11月までの延べ参加者は615名であります。また、児童の基本的な生活習慣を身につけさせるとともに、家庭での望ましい生活習慣の定着を図ることを目的に、平成23年度より実施しているふるびら通学合宿を本年度も11月6日から8日までの2泊3日の日程で行い、13名の児童が参加しました。これが家庭に戻ってからも継続してできるよう、終了後に保護者プログラムを設けて、後志教育局から講師を招き講演いただき、参加した保護者から日ごろの子供たちの生活状態について多くの質問があり、内容の濃い合宿となりました。

本年度の生涯学習推進協議会の総会において、今後のまちづくりについて町長を講師に招いて講

演をいただいたらどうかという意見が出され、具申し、快諾いただいたことから、11月28日に「古平の未来」と題し講演をいただき、38名の町民の方々が聴講し、終了後参加者からは非常によい講演会だった、今後もこのような講演会を開催してほしいという意見がありました。

39回目を迎えた古平ロードレース大会は、本年度も10月13日の体育の日に行われ、1,126名の参加者が、好天に恵まれ最高のコンディションで健脚を競い、心地よい汗を流し、事故もなく無事終えることができました。議員皆様にはお忙しい中ご参加いただき、ありがとうございます。

12月2日に成人者代表会議を開催し、明年1月11日午後2時より平成27年古平町成人式を挙行することといたしました。大人になったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年に励ましをいただきたく、議員皆様には何かとお忙しいこととは存じますが、ぜひご出席賜りますようお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（逢見輝統君） 教育長の行政報告が終わりました。

これにて行政報告を終わります。

#### ◎日程第4 選挙第1号

○議長（逢見輝統君） 日程第4、選挙第1号 副議長選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に岩間修身君を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名した岩間修身君を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、指名しました岩間修身君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選された岩間君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。当選人、岩間修身君。

副議長に当選された岩間君から発言を求められておりますので、これを許します。

○2番（岩間修身君） 副議長就任の挨拶をさせていただきます。

このたび鶴谷副議長が逝去いたしまして、改めてご冥福をお祈りする次第でございます。

ただいまの選挙により副議長の重職につくことになりました。まことに光栄の至りに存じます。

もとより浅学非才の私ですが、誠意を尽くして事に当たり、公正を旨として円滑な議会運営と新たな町政の発展に努力をいたす所存でございます。

皆さんご承知のとおり、あと4カ月半でございます。精いっぱい頑張りたいと思いますので、議員各位の一層のご支援とご協力をお願いいたしまして、副議長就任のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。（拍手）

#### ◎日程第5 選挙第2号

○議長（逢見輝統君） 日程第5、選挙第2号 北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

議員に岩間修身君を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名した岩間修身君を北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました岩間修身君が北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選された岩間君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。当選人、岩間修身君。

○2番（岩間修身君） ただいま北しりべし廃棄物の広域連合議会の議員に選挙にて選ばれましたので、副議長職の充て職と言えはちょっとあれですが、これも精いっぱい皆さんのご協力とご指導を得まして頑張りたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（逢見輝統君） ここで11時5分まで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時03分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第6 議案第55号

○議長（逢見輝統君） 日程第6、議案第55号 平成26年度古平町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○財政課長（三浦史洋君） それでは、ただいま上程されました議案第55号 平成26年度古平町一般会計補正予算（第8号）につきまして提案理由のご説明をいたします。

本件につきましては、9月の定例会において決算を認定していただきまして、その部分で前年度の剰余金をのせてございます。また、町長の報告にもありましたように、ふるさと納税のほう伸びておりますので、その贈呈の予算を歳出のほうにのせております。ほかに歳出で主なものとしましては、冬の給付金をのせております。そしてあと、国保会計で分賦金の増減がございますので、一般会計からの財政支援の繰出金をのせておるのが大きなものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,930万5,000円を追加しまして、総額を35億5,235万9,000円とするものでございます。

款項区分ごとの補正額等につきましては、第1表に記載してございます。

それでは、事項別明細の歳出からご説明いたします。7ページ、8ページをお開きください。1款1項1目議会費、既定の予算に168万7,000円を追加しまして、4,498万8,000円とするものでございます。需用費、消耗品費、追録代でございますが、18万円の追加でございます。委託料、会議録の調製の委託料でございますが、年度末までの支出を見込んだ増額150万7,000円でございます。

2款1項5目財産管理費、既定の予算に130万5,000円を追加して、3,050万4,000円とするものです。需用費につきましては、消耗品費、公用車1台分の冬タイヤでございますが、その購入9万3,000円の追加、光熱水費につきましては庁舎と各集会所の電気料が予算よりちょっと足りないということで39万5,000円の増額。修繕料につきましては、これから冬場のストーブ、結構故障しますので、ストーブの修理代に備えまして50万5,000円の増額でございます。役務費は、自動車整備料、年間の支出を見込んで10万3,000円増額させてもらうものです。14節、コピー機の使用料やカラーコピー機ですが、これも年間の支出を見込んで、それぞれ9万円、11万9,000円増額するものです。

6目企画費、既定の予算に66万7,000円を追加して、6,746万6,000円とするものです。旅費につきましては、26万7,000円の追加。人口減に立ち向かう自治体連合のセミナーが開催されますので、東京までの3回分の旅費を見させてもらっております。11節需用費、修繕料を新しく設けております。7万6,000円。中身は、沢江のバスの待合所を設置しておりますが、その床が腐食しておりましたので、その床の修理代ということでの7万6,000円でございます。15節工事請負費、空き家解体工事請負費、空き家の「や」が屋上の「屋」ではなくて「家」ですので、「家」に直してください。32万4,000円。浜三にあります堀内さんの空き家が、今月の2日に暴風雪がございまして、ひさしのトタンがめくれて非常に危険だということで、いろいろ調査して、家族等調査しましたが、町で早急に

やるべきということでもらっています。

続いて、8目職員研修費、既定の予算に13万2,000円を追加して、157万3,000円とするものです。旅費、研修旅費としまして13万2,000円の追加でございます。中身は、小樽市、北後志の関係で広域インバウンド推進協議会というのを持っております。具体的には、タイのバンコクに観光のキャンペーンということで、時期的には2月でしたか、そのぐらいに町の職員1名を派遣する旅費でございます。

ページめくっていただきまして9ページ、10ページ、4項4目北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙費を新しく設けております。156万1,000円です。来年4月に予定されております統一地方選の知事、道議の部分でございます。本年度3月末日まで使うであろう経費をのせております。それぞれ報酬から委託料までを組んでございます。

続いて、5項1目統計調査総務費、既定の予算に10万3,000円を追加して、61万9,000円とするものでございます。統計につきましてはほぼ全部終了しておりますので、その部分の整理補正ということで組ませてございます。金額はごらんのとおりでございます。

ページめくっていただきまして、11ページ、12ページです。3款1項1目社会福祉総務費、既定の予算に1,550万円を追加して、1億2,687万3,000円とするものでございます。国保会計への財政支援の操出金を増額いたします。これにつきましては、広域連合の分賦金、前年の精算が終わっております。その部分を含みまして、あとことしの26年度の分賦金、連合の補正予算後の金額に合わせるために差し引きをしております。最終的に一般会計から1,550万円、国保会計のほうに支援をふやすというものでございます。

3目元氣プラザ管理費、既定の予算に76万6,000円を追加して、1,381万3,000円とするものでございます。需用費、燃料費につきましては、重油の単価アップ、また冬期の使用量、量的なものを見込んで、足りないということで62万2,000円の増額でございます。光熱水費につきましては、実績と今後の見込みによりまして、こちらのほうは10万8,000円減額してよいだろうというもので減らさせていただきます。修繕料につきましては、元氣プラザの、例えば入居者のトイレが故障といいますか、その部分を直したり、地下タンク、マンホールのパッキンだとかそういうものがかかっておりますので、25万2,000円の増額でございます。

7目高齢者医療費、既定の予算に5,000円を追加して、1億1,048万8,000円とするものでございます。23節を新たに設けさせてもらいました。昔の老健会計部分での、まだずっと精算するものがありまして、今回判明した部分で国と道へ返納しなければならない部分が5,000円出てきております。

続いて、8目介護保険費、既定の予算から1,165万6,000円を減額して、313万8,000円とするものでございます。介護保険のサービス会計に対する操出金を減らすものでございます。サービス会計、前年度の繰り越しが1,728万5,000円ありましたので、そちらを今回の補正予算で歳入するということなので、一般会計からは1,100万繰り出す予定でしたが、それをゼロにするということでございます。

そして、15目冬の給付金助成事業費、新しく設けております。町長の行政報告にありましたように、低所得の70歳以上老人世帯、また子育て世帯に対する助成でございます。郵便料を8万1,000

円見ております。また、給付金助成金につきましては、300世帯分300万円ということで考えてございます。

続いて、2項4目乳幼児等医療対策費、既定の予算に152万3,000円を追加して、844万3,000円とするものでございます。医療扶助費でございますが、11月までの実績と12月からの見込みを考えた上で、医療費が伸びておりますので、足りない分152万3,000円の追加をお願いしております。

13ページ、14ページです。7款1項3目温泉施設運営費、既定の予算に50万円を追加して、863万3,000円とするものでございます。指定管理料50万円の増でございます。8月に器物破損、盗難事件が温泉で発生しております。その被害総額の推計というか、できましたので、その部分で町のほうも収入の補填をしたいという考えに基づきまして、被害総額の約半分を指定管理料として上乗せするものでございます。

続いて、6目ががんばろう！ふるびら特別対策事業費、既定の予算に927万3,000円を追加して、6,031万7,000円とするものでございます。委託料、まずふるさと寄附金がふえてございますので、贈呈品の金額につきましても、見込みとして4,518件分掛ける1品5,000円、また送料2,000円ということで7,000円を掛けまして、補正につきましては712万6,000円を増額するものでございます。2行目、新しく設けました贈呈品事業の管理システム構築業務委託料ということで164万6,000円を新しく追加するものです。これまではエクセルでそれぞれ管理してございましたが、余りにも件数が予想よりもふえたということで、システムを構築していきたいということで考えてございます。3点目が不動産鑑定委託料39万1,000円、新しく設けてございます。これにつきましては、加工協さんの冷蔵庫、新しいほうの冷蔵庫ですけれども、あと建物と底地の部分の鑑定を行ってもらうということでの追加でございます。冷凍施設等の取得、管理につきます考え方につきましては、説明資料として1枚物に載せてございます。次に、14節、ヤフー公金支払いシステム利用料、基本利用料と、プラス寄附金額の1%を払うことになってございます。寄附金がふえておるので、その部分で連動して11万円増額するものでございます。

続いて、8款3項2目河川維持費、既定の予算に125万円を追加して、2,278万円とするものでございます。工事の部分でございますが、冷水川とチョペタン川での土砂の除去を考えております。これにつきましては、町内会長会議で要望があった部分で、今回補正でのせらせていただいております。内容としましては、冷水川につきましては、場所が道道の3差路の東側のほう、古平川寄りのほうで、長さが延長180メートル予定しております。また、チョペタン川のほうでは、場所が清住団地付近で、延長100メートルぐらいの土砂を取り除くという、そういう請負費でございます。

続いて、9款1項1目消防費、既定の予算に231万8,000円を追加して、1億7,008万2,000円とするものでございます。消防組合への負担金でございます。18ページ、19ページに内容があります。お聞きください。内容は、ほとんど給与改定の部分でございます。1日常備消防費につきましては、給料、職員手当等、共済費の部分で給与改定に見合うように増減するものでございます。また、需用費20万2,000円は光熱水費で、電気料が不足するであろうということで増額させてもらうものです。

3目救急業務費につきましては、給料、職員手当等、共済費、給与改定によるものでございます。

6目共通経費につきましては、本部管理費と消防施設費、消防組合の予算が補正されましたので、それに見合うような増額でございませう。

それでは、15ページ、16ページをお開きください。13款1項1目基金費、既定の予算に6,129万円を追加して、1億6,900万1,000円とするものでございませう。財政調整基金のほうに5,999万円増額し、補正後6,000万円とするものでございませう。これは、ご存じのとおり前年度の決算剰余金の2分の1以上を財調に積み立てるということでございませうので、6,000万円ということにしてございませう。また、ふるさと応援基金のほうに積み立てを130万円増額するものでございませう。これにつきましては、考え方としては寄附金から贈呈品関係の金額を引いて、残額が129万8,000円ほど数字上出ましたので、130万円積みかさせていただくものでございませう。

歳出終わりましたので、次に歳入についてご説明いたします。5ページ、6ページをお開きください。14款2項2目民生費補助金、既定の予算に75万円を追加して、1,535万8,000円とするものでございませう。冬の給付金助成事業費の補助金でございませう。道の地域づくり総合交付金を充てていこうと思ひますので、その部分で、ただ交付基準額といひませうか、補助の基本額が150万円しかありませんので、その2分の1の金額75万円を組まさせていただきます。おひませう。

そして、3項1目総務費委託金、既定の予算に165万5,000円を追加して、1,183万3,000円とするものでございませう。4節の統計の委託金につきましては、ほぼ統計終わっておりますので、歳出確定によりましての委託金の増減でございませう。5節選挙費委託金につきましては、歳出でご説明いたしました知事、道議の選挙費の部分で、歳出の全額につきましてここで委託金として見ておひませう。

続いて、16款1項1目寄附金、既定の予算に1,018万円を追加して、4,518万1,000円とするものでございませう。ふるさと応援寄附金、3月末日までの見込みを立ててございませう。全部で4,518件ぐらひということで見込んでおひませうので、それに見合う増額でございませう。今現在、寄附金につきましては12月15日で締めてございませう。15日現在、件数は2,538件、金額にしまして2,566万8,000円ほど寄附の申し出がございませう。

続きまして、17款2項1目財政調整基金繰入金、こちらについては既定の予算から3,730万円を減額して、1,650万円とするものでございませう。財調につきましては、繰越金を今回計上しましたので、財調からの取り崩しの部分を減らすということでおひませう。

続いて、18款1項1目繰越金、既定の予算に1億1,407万円を追加して、1億1,407万1,000円とするものでございませう。前年度繰越金の部分で計上させてもらっております。

最後に、19款4項2目雑入、既定の予算から5万円を減額して、2,134万9,000円とするものでございませう。その他収入で財源調整させていただきます。おひませう。

以上、提案理由の説明ですが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。  
○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませうか。  
○6番（高野俊和君） 14ページのふるさと納税品のことでお伺ひしたいのですけれども、大変好評だとは聞いておひませう。たしか品物を出す商店が5店舗、6店舗だったかと思ひますけれども、その中で品物がかなり品薄になって、なかなか間に合ひないという話も聞いておひませうけれども、

今課長の説明では今月の15日である程度締め切ったということでありましてけれども、品薄だった商品とかそのものは追加とかして、うまく間に合ったのでしょうか。そのことに関しては、足りなかった品物に関しては別の品物とかをやったのか、それとも品物をふやしたのかどうか、その辺はどういう感じだったのでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） ふるさと納税の件でございますけれども、まず5社9品です、ふるさと納税品は。それで、品薄になったということでございますけれども、よ吉野さん、それと大島水産、この2品が品薄、11月21日をもって連絡ございまして、手続いたしました。それで、インターネットの申し込みもございまして、それに間に合うように事前にホームページを改修しまして、品薄、ソールドアウトと、そういうことを表示してございます。そういうことで、別な品物をやると、そういうことはございませんでした。

○6番（高野俊和君） ふるさと納税というのは、仕組みわからないところがあるのですけれども、多分今1万円納税すると、5,000円の品物とプラス2,000円ぐらいの送料がかかると思うのですけれども、1万円古平町に納税してもらった場合に、原価といいますか、原価として古平町で幾らか負担するというのがあるのですか。

○総務課長（小玉正司君） まず、何回も言っていますけれども、ふるさと納税というのは通称にすぎないと。あくまで寄附金です。古平町に対する寄附金です。そして、寄附をした人が、自分が住んでいるまちの税金、東京の人であれば東京の都民税が安くなると。それと、国税もあわせて安くなると。そして、今の制度であれば、1万円寄附すれば住民税と国税で8,000円くらい安くなって、自分の負担は2,000円だと。そして、なおかつ古平町では大体5,000円のを贈呈していますので、本人には5,000円の品物が届くと。まず、制度はそういうことです。

そして、古平町では、業者さんに当然として5,000円、そしてプラス送料として、平均ですけれども、2,000円弱、そういうものもお支払いします。そういうことで、ほとんどの方が1万円の寄附金です。それに対して、町では7,000円の経費がかかると。そして、残りの3割が実質、言葉は悪いですが、歩どまりですね。3割くらい町に入って、それをもとにして町ではまた社会福祉なり教育の充実なり、そういうものに使っていくという制度でございます。

○4番（本間鉄男君） 今のふるさと納税の送料の部分で、平均で2,000円というお話ですが、これだけの件数を、一般的に各事業主が個々に送っているのだらうと思うのですけれども、実際に企業なんか例えれば、送料というのか、宅配業者とかそういうところと契約を結ぶことによって、実際に送料が割り引きというのか、そういうことをやっている企業というのはすごく多いと思うのです。実際に私の知っているところでも、例えば札幌から広島あたりまで送れば、クールとかそういうのは別にして大体800円ぐらいで送れるとか、そういうようなことがあるので、古平町なんかその辺、宅配業者というか宅急便業者というのですか、そういうところと話をして、全体的に経費削減すると、そういうような考え方というのはないのか。それとも、してもだめだったのか、その辺を含めてお伺いしたいと思います。

○総務課長（小玉正司君） 町では、予算見るとおり、委託料としてございます。そういうことで、町が直接宅急便屋さんにお金払うのではなくて、業者さんが送料も負担すると。その領収書をもと

にして町に請求して町が払うと、そういう制度でございます。ただ、件数が件数でございますので、その辺も含めまして可能かどうかも含めまして、業者さん、加工業者さんも含めて、商品の見直し、それらも含めて今後話し合いしていきたいなと思います。

○4番（本間鉄男君） 次に、総務、8ページの職員研修ということで、タイのバンコクということで職員1名を派遣ということなのですけれども、小樽と北後志のその関係なのか、それとも後志全体の関係でこれは派遣するのか。それと、派遣することによって古平町で、各町村でいろんな商品を持っていったり、パンフレットを持っていったり、さまざまなことをしていると思うのですけれども、この辺の具体的なことをもっと詳しくお伺いしたいと思います。

○産業課長（村上 豊君） この協議会なのですけれども、小樽、北後志ということで、タイに対して観光PRを行う事業でございます。それで、協議会のほうで統一した北後志全体のパンフレットを作成いたしまして、それをタイのプロモーションなり観光関係のところにそれらのものを配付して、そのほかに実際にタイ国際旅行博というのがありまして、それに出展して北後志と各町村のPRを行うということになっております。

○4番（本間鉄男君） そうしますと、向こうのプロモーションというか、プロダクションというか、そういう関係の業者さんというのですか、そういうところで向こうへ行った場合に一切PRしてくれるのか。北後志、小樽の町村職員が行った場合に、簡単に言うと言葉が通じないという部分が往々にしてあると思うのです。その辺を具体的にどのようにしてPRしていくのか。例えば海外の旅行業者を北海道に呼んでPRしてもらおうとかという場合にも、ちゃんと向こうの各国の言葉、平均的には英語である程度通じる部分があるのだらうと思うのですけれども、その辺も含めてどのようにPRしていくのか。実際に職員は行ったけれども、ただパンフレット配りで終わってしまうのか、どういうふうなことを各町村がその中でPRを発揮できるのか、その辺をもう少し具体的にお伺いしたいと思います。

○産業課長（村上 豊君） 今この広域インバウンドなのですけれども、既にタイのほうに、北後志のテレビ放映を作成して、それらのものが週何回か放映されております。それと、現地に行きますと通訳の方がおりまして、それを通じて各地区なりのPRを行うという形で去年から行っております。

○2番（岩間修身君） 14ページのふるさと納税委託料なのですが、今加工業者2社となっておりますが、新しく頑張って復帰してやっている業者もおります。それで、計算したら、ここにあるように予算で3,162万6,000円と、そういうことで結構なお金なものですから、そういう業者さんも入れてやってもらえるのかどうかお伺いします。

○総務課長（小玉正司君） その点につきましては、既に1カ月以上もたちますか、新しく再起を図った業者さんと話し合いを持っています。そういうことで、業者さんのほうも当然、商売やっている関係上、信用問題が一番大事だと。そういうことで、今の段階でどれだけの数が自分たちがそろえられるのか、その辺も自分たち自身も検討していかなければだめだと。そういうことで、町といたしましてもお客さん相手でございますから、信用問題が大事だということ、今後、あともう少ししたら、先ほど言いましたけれども、現にふるさと納税品、すごく偏っています、人気商品が。

それらの分析も含めて、新しい業者さんの操業状況、それから提供できる品物の数だとか、その辺総合的に勘案しながら、業者さんと話し合いながら進めていきたいと。当然に水産加工の応援のために始めた事業ですから、新規も参加できる体制に早くなってもらいたいと、そのように考えてございます。

○2番（岩間修身君） 先日の新聞では新しい商品を発表しているようですので、何とかそういうことで、よいほうに行くように手助けしてあげてください。

終わります。

○8番（真貝政昭君） 14ページの上段のほうの委託料の不動産鑑定評価委託料の部分と、それから中段の工事請負費で、普通河川チョペタン川の河床埋塞除去工事請負費とあります。この2点について伺います。

それで、不動産鑑定評価委託料については、説明資料の取得の方法についてを前提にして予算計上されているわけですがけれども、若干基本認識として押さえておきたいので、伺います。資料の冷蔵庫の建設に当たって補助金が幾らだったのかということです。それと、政策金融公庫のほうから加工協が借入れをして建設に充てているのですけれども、この金額が幾らだったのか。それから、この借入れが、既に返済が終わっているものなのかどうかということについて確認をお願いします。

それから、政策金融公庫が貸し出しをする際に抵当権の設定をしているのですけれども、返済が終わっているとしたら、抵当権設定というのは、素人感覚ですがけれども、簡単に解除できるのではないかというふうに考えているのですけれども、それは難しい状況なのかどうかというの伺います。とりあえずその点について伺います。

それから、清住町内から出ている河床の土砂の除去なのですが、これは住民からも不安の声が出ていたのですけれども、もともとあそこの部分は道路よりも低い地盤で、今の3階建てに建てかえるときにその地盤そのものを活用したという経緯がありまして、護岸も低いままの状況であります。この護岸は、当時清住団地が建設される以前の、水田があった時期にもともとあった護岸で、今の住宅に隣接した川の護岸としてはちょっと問題でないかというふうな状況があるのですけれども、多少土砂を除去しても、もともと今後の増水のことを考えますと、改善されるべき護岸の部分でないかというふうに思うのですけれども、そこら辺の検討も含めての今回の工事というふうになるのでしょうか。

○産業課長（村上 豊君） 国の補助金なのですけれども、2億1,000万円ということで、町のほうの補助金なのですけれども、9,500万円、それと公庫からの借入れなのですけれども、8,000万円ということで、そして残債なのですけれども、1,800万円という形でございます。

○建設水道課長（本間好晴君） チョペタン川の埋塞土砂の除去の件でございますが、構造そのものを改良するといった工事は、この予算の中では考えてございません。とりあえず現状の川の堆積して浅くなっている箇所を除去して、流下阻害を防止すると。古平川の土砂工事とか、同じような目的でございます。ですから、構造的には何ら変えるようなことではございません。以前から道路よりも低い形で護岸を設置しておりますので、それを積み上げる必要があるのではないかという真

貝議員のご意見ではないかと思いますが、それにつきましては今後の検討かなというふうに思います。

○8番（真貝政昭君） 先ほど残債があるというふうに答弁があったのですけれども、これの始末というのは抵当権解除とどのような内容になってきますか。

○産業課長（村上 豊君） 今公庫さんと協議して、それで1,800万という形の残債があるものから、それで公庫さんのほうと今折衝して、ある程度の対外的な償還額なりの形で、それらのもので処理願いたいということで一応交渉している、折衝している状況でございます。

○7番（木村輔宏君） 8ページの工事請負費の空き家解体工事請負費32万4,000円というものが出ているのですけれども、これはどこのものなのでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） 空き家の解体でございますけれども、先ほど財政課長からも説明ありましたけれども、12月2日にすごい風が吹きました。そういうことで、隣接者から苦情があり、すぐ現場に行ったわけですが、危険な状況だったと。先ほど言いましたけれども、浜三の東通り沿いの家屋でございます。個人の住宅だと。

そういうことで、この家屋につきましては以前から危険な状況で、昨年も雪が降ったら崩れるのではないかと、それから歩行者にも危険でないかと、そのように指摘されていましたが、町の方針としては、あくまでも個人の住宅であって、危険な場合は歩行者が歩けないようにロープを巻いたりしてやるのですと。あくまでも個人の財産だと、そのように言ってきましたけれども、物すごい風で、このままなら危険だということで万やむを得ず、民法でいうところの事務管理と、そういうことでやむを得ずやったという経緯でございます。

○7番（木村輔宏君） ということは、それは聞いていたのですけれども、そういうところは結構あるのです。例えば港町にもあるのです。その方がどこにいるのかわからない。親戚の方が雪おろしをしている。では、その方に何かあったらどうするのかと途方に迷っている方が結構いるので、それでこういうものをやったとしたら、そういうところが出てきたときにどんどんやるのか、条例的にこういうものをきちっとつくっていくのかということになろうと思うのですけれども。

○総務課長（小玉正司君） 条例とか言いましたけれども、まず今回の通常国会で、11月に国で法案通りました。それで、各町村さままでございますけれども、今の町の方針としては、条例つけて屋上屋になるよりも、国の法律で間に合うのではないかと、そういうふうに思っております。ただ、国の法律でやるには物すごく手続が必要です。そういうことで、全国で条例つくっているところ相当ありますけれども、条例に基づいてやったところは秋田の能代市だけで、全国で1件しかないです。そういうことで、事実上不可能です。一般的な住宅を法律に基づいて処分するというのは不可能です。

そういうことで、町でも万やむを得ず民法というものを取り出してやっているわけですが、あくまでも危険度、それから事前の折衝ですね、どこまで折衝したかと、そういうことを全て勘案した中で万やむを得ずやっていくと。だから、ただ単に親戚の方が困っているだけかということでは、町では手出せる問題ではないと考えております。

○7番（木村輔宏君） 確かにそのとおりなのです。もう一つ、去年まで、おととしかな、新地というか港町の角の、はっきり言うと能登さん、あそこの屋根の雪を小田嶋さんが善意的に無償でやってくれていました。そういうものが、例えばそのまま放っておいたときに誰が責任とるのかという非常に難しい問題が出てこようと思うのです。そういうものをこういうものに対して当てはめてやってくれるのかどうかという問題が、万やむを得ずとなると、全部万やむを得ずということになろうと思いますので、その辺の、これどの辺までの危険度があったらやってくれるのか。いないよといっても、もし国道に雪が落ちたときに誰がその責任とるのか。やってくれたからいいのでしょうか。そういうところもあろうと思うのですけれども。

○総務課長（小玉正司君） 町の判断として、難しい問題がありますけれども、あくまでも1対1、1軒のうち対1軒のうち、隣のうちとかそういうことでなくて、あくまでも公共的、不特定多数の人が利用する道路だとか、その辺の状況を見きわめてケース・バイ・ケースで、行政として難しい判断になりますけれども、当然に公金扱っているわけでございますから、その辺考えながら適切に判断していきたいと、そういうふうに思っています。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第55号 平成26年度古平町一般会計補正予算（第8号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

審議途中でございますけれども、昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 0時56分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

#### ◎日程追加の議決

○議長（逢見輝統君） お諮りします。

ただいま諸般の報告が提出されました。これを直ちに日程に追加し、議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、諸般の報告を日程に追加することに決定いたしました。

◎追加日程第1 諸般の報告

○議長（逢見輝統君） 諸般の報告、産業建設常任委員会副委員長の辞任と互選について。

お手元の要旨のとおり、産業建設常任委員会副委員長の岩間修身君より職務上の都合により副委員長を辞任したいとの申し出が産業建設常任委員会にあり、辞任が許可され、それに伴い副委員長の互選が行われました。その結果の報告が議長の手元に参っておりますので、ご報告いたします。

産業建設常任委員会副委員長に中村光広君が互選されました旨の報告がございました。

以上です。

◎日程第7 議案第56号

○議長（逢見輝統君） 日程第7、議案第56号 平成26年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○民生課長（和泉康子君） ただいま上程されました議案第56号 平成26年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由をご説明申し上げます。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,599万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億4,835万3,000円とするものでございます。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げますので、議案25ページ、26ページをお開きください。歳出の1款総務費、1項1目一般管理費でございますが、既定の予算に32万4,000円増額し、予算額1,676万1,000円とするものでございます。こちらにつきましては、制度改正により4月から70歳以上の一般被保険者の医療費負担が軽減特例措置の段階的廃止によりまして1割から2割となったことに伴いまして、国保情報データベースシステムを改修するための増額でございます。このシステムは、月報報告や調整交付金等の算定に使用するシステムです。

2目広域連合負担金でございますが、既定の予算に4,567万2,000円を増額し、予算額2億3,030万1,000円とするものでございます。これは、後志広域連合への負担金で、去る11月22日開催されております後志広域連合定例会において補正の決議をいただいております。

次に、歳入の説明を申し上げますので、23ページ、24ページをお開きください。歳入は、歳出における後志広域連合負担金等の増額による財政支援繰入金金の増額と、平成25年度の後志広域連合負担金精算還付金の増額補正でございます。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金でございますが、既定の予算に1,550万円を追加し、予算額を1億1,646万7,000円とするものでございます。こちらにつきましては、財政支援繰入金として歳出の広域連合負担金の増額4,567万2,000円とシステム改修委託料の増額分32万4,000円から、歳入の広域連合負担金の精算分3,042万4,000円の増額分と財源調整のための雑入7万2,000円の増額分を差し引いた赤字補填1,550万円の増額となっており、補正後の財政支援繰入金は5,200万円となって

おります。

5款諸収入、3項1目後志広域連合支出金でございますが、既定の予算に3,042万4,000円を追加し、予算額を3,240万8,000円とするものでございます。こちらは、3,042万4,436円が平成25年度の広域連合負担金の精算分として還付されるための増額でございます。内訳といたしましては、医療給付費分が2,764万6,000円の減、後期高齢者支援金分が241万円の減、介護納付金分が36万8,000円の減となっております。

2目雑入につきましては、財源調整のための増額補正となっております。

また、けさ配付いたしました資料、A4の4枚物なのですが、そちらの資料1ページのほうに広域連合分と古平町分の決算の確定による平成25年の実質収支を載せておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。なお、この数値につきましては9月の決算審査委員会においても提出しておりますが、その際は広域連合の予算見込みということで、今回若干数字が変わっておりますので、変更値について後ほどご確認願います。

以上で議案第56号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第56号 平成26年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第8 議案第57号

○議長（逢見輝統君） 日程第8、議案第57号 平成26年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○民生課長（和泉康子君） ただいま上程されました議案第57号 平成26年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について提案理由をご説明申し上げます。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,220万3,000円とするものでございます。

それでは、歳入のほうからご説明申し上げますので、議案30ページ、31ページをお開きください。

こちらは、平成25年度の後期高齢者医療特別会計からの繰越金で、5万3,295円の確定により増額補正しております。

4款繰越金、1項1目繰越金、既定の予算に5万2,000円を増額し、予算額5万3,000円とするものでございます。

次に、歳出のご説明を申し上げますので、32ページ、33ページをお開きください。4款予備費でございしますが、既定の予算に5万2,000円を増額し、予算額26万3,000円とするもので、こちらは財源調整のための増額補正となっております。

以上で議案第57号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありますか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第57号 平成26年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第9 議案第58号

○議長（逢見輝統君） 日程第9、議案第58号 平成26年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） ただいま上程されました議案第58号 平成26年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第3号）の提案理由を説明いたします。

本件は、平成25年度の決算における歳入歳出差し引き残額1,728万5,000円を平成26年度会計へ歳入するものであり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ548万7,000円を追加し、それぞれ5,555万7,000円とするものであります。

それでは、事項別明細を説明いたしますので、まず歳入から説明いたします。37、38ページをお開きください。2款1項1目一般会計繰入金、補正前の額から1,165万6,000円を減額し、皆減するものであります。

それから、3款1項1目繰越金、補正前の額に1,728万4,000円を追加し、1,728万5,000円とするものであります。

4款2項1目雑入については、補正前の額から14万1,000円を減額し、18万3,000円とするものがあります。これは、財源調整によるものでございます。

次に、歳出の説明をいたしますので、39、40ページをお開きください。2款1項1目予備費、補正前の額に548万7,000円を追加し、567万2,000円とするものであります。これは、歳入歳出の調整を図るものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第58号 平成26年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第10 議案第59号ないし日程第12 議案第61号

○議長（逢見輝統君） 日程第10、議案第59号 古平町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案と日程第11、議案第60号 古平町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案と日程第12、議案第61号 古平町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案については、関連する議案でありますので、一括議題といたします。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 本案について提案理由の説明を求めます。

○民生課長（和泉康子君） ただいま上程されました議案第59号 古平町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案、議案第60号 古平町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案、議案第61号 古平町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、いずれも子ども・子育て関連3法の施行に伴い、教育・保育施設及び地域型保育事業の確認に必要な利用定員や運営に関する基準、家庭的保育事業等の認可に必要な設備や職員など施設管理運営に関する基準、放課後児童健全育成に必要な設備や職員など運営に関する基準について、新たに条例で定めるものでございます。

設備や運営の基準は、利用する子供の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するために定められた基準です。例えば施設に配置する施設長や直接子供の処遇にかかわる職員、その他の職員の資格要件や配置基準に関する基準、また保育室の床面積や給食施設などの設備に関する基準を定めております。

それでは、本日お配りいたしましたA4判4枚物の資料2ページをお開きください。今回提案の条例3本とも共通事項がありますので、こちらのほうでまず共通事項のご説明をさせていただきます。子ども・子育て関連3法の施行に伴う条例の制定ということで、趣旨は、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量の拡大・確保及び地域の子ども・子育て支援の充実に目的とした子ども・子育て関連3法が平成24年8月に成立し、子ども・子育て新制度における施設や事業の設備及び運営の基準を市町村が条例で定めることになりました。

子ども・子育て3法なのですけれども、下の枠の米印、1本目は子ども・子育て支援法、2本目は認定こども園法の一部改正法、3本目は児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法という3法になっております。

全体の主なポイントといたしまして、7点上がっております。認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付ということで、施設型給付及び小規模保育等への給付ということで地域型保育給付というものが創設されます。2番目としましては、認定こども園制度の改善。3番目、地域の実情に応じた子ども・子育て支援。4番目、市町村が実施主体となりますということで、地域的なニーズの把握と、計画を町村が策定し、給付や事業を実施するということになっております。5番目として、社会全体による費用負担。6番目、政府の推進体制ということで、今まで保育所、幼稚園等、制度ごとにばらばらだった政府の推進体制を一本化するものです。7番目、子ども・子育て会議の設置ということで、これは努力義務となっております。施行時期は、27年4月を予定しております。

ここで、子ども・子育て支援制度の概要をご説明したいと思いますので、7ページ、A3になりますが、お開きください。全体の仕組みとしては、施設型給付費等ということで、保育所や認定こども園等に対する施設給付費というものと、右側に今回新しくなります地域型保育事業ということで、地域型保育給付というものがああります。

それと、もう一つ、下の7番目、地域子ども・子育て支援事業ということで、新制度自体は3本立てとなっております。

それで、黒の白抜きなのですけれども、これは今回の条例制定にかかわるものと、実際に幼児センターみらいが古平町に存在しますので、黒抜きで示しております。

それでは、中身のほうですが、まず事業の種類、教育・保育施設ということで、この中には認定こども園、幼稚園、保育所という3つの区分がありまして、認定こども園の中にも、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型と4つに分かれております。その中で、根拠法令はそれぞれ認定こども園法、学校教育法、児童福祉法と分かれておりますが、古平町にある幼児センターみらいは保育所型という認可になっております。認可するのも、こちらのほうは都道府県、政令指定都市や中核市ということになっております。幼稚園のほうは学校教育法、認可は道。保育所は公立と私立

がありまして、こちらのほうは財政措置だとか給付のほうで若干今後お金の流れは変わりますが、今までと同じです。それと、もう一つの地域型保育ということで、事業としては家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育ということで、今まで認可されていた大きいものから、地域の実情に合わせて町が認可、整備、子供を保育する環境を整備するという形になります。それで、これが今回条例を制定します認可というところで町の作業が発生しております。

それと、5番目の給付費というところなのですが、公定価格から利用者負担額を引いたものが給付費となるわけですが、これはまた後ほどお金の流れについてご説明しますが、利用者負担額というのは、今幼児センターの保育料は応能負担で行っておりますが、これも3月定例をめぐりに今後制定していくものでございます。

6番の給付先ということで、原則保護者のほうに給付する形になりますが、病院だとかも実際10割、残りの7割を本人が給付するべきを、本人は窓口3割を払って、国保連合会のほうから病院に7割が支払われて、合わせて病院には10割入るという形になりますが、施設型給付費においても仕組みとしては同じような形になります。

それとあと、今までと違うのは利用者というところで、全体像のイメージとしては、介護保険制度は介護が必要な量に対して保険者が1から5まで必要量を認めて、それに対して1割負担で利用するということになっていきますが、こちらのほうも町のほうで1号、2号、3号という認定区分をつけます。それに対して利用できる施設やサービスが変わってくる形になります。後ほどまた説明しますが、10番のところに一応書いておりますけれども、1号から3号ですね。1号は3歳以上で、保育を必要としない者、2号は同じく3歳以上から就学前で、保育を必要とする者、3号は3歳未満、保育を必要とする者という認定区分がございまして。利用の方法は、保護者と事業者の契約となっております。利用者負担ですが、先ほど言いましたように応能負担で利用者負担額が決まった場合、それを事業所、例えば幼児センターみらいであれば、保護者は幼児センターみらいのほうに決められた負担額を支払い、その残りの公定価格から利用者が支払った分を差し引いた分を給付費として施設のほうに報酬が入る形になります。

右側のほうに移っていただきまして、先ほどの地域型保育事業ということで、これは比較的小規模で、地域の実情に合った子供の保育環境をつくるというものなのですが、こちらは左側の認可が道だとか大きな指定都市に比べまして、こちらの認可というのは町が行います。給付費の名前は、施設型ではなくて地域型保育給付という名前になります。給付費の中身は、施設と同じでございます。あと、7番の確認作業というところで、こちらは町が認可して、町が確認をするということになります。今回の条例は、認可、確認作業を行うための条例制定となっております。施設型のほうは3歳未満の保育を必要とする者が利用できることとなっておりますが、こちらのほうは地域型ですので、3歳を超していても町が必要と認めれば利用することも可能となっております。

それと、下の7番、地域子ども・子育て支援事業ということで、⑭までありますが、こちらのほうは必要量を認められて利用するのではなくて、必要なときに利用者が求めるものを利用していく形となります。こちらのお題目だけで中身、説明はたくさんありますが、6ページ、左側のページのほうにこちらに載っていますお題目について簡単な説明を下に加えていますので、後ほどごらん

いただきたいと思います。①番の利用者支援事業、これは今回新規に定められたものです。中身としましては、地域の子供の相談や助言等を身近なところで行うというものなのですが、新規となっていますが、幼児センターや子育てセンターのほうでは実際に利用者に対して助言や相談を受けていますので、特別新しく変わった事業ではないのですが、新たに事業名として載ってきています。高齢者で例えますと、元気プラザにあります包括支援センターの子供版とさせていただいていいかと思えます。それとあと新規事業、⑫番と⑬番ということで、⑬番のほうは、うちのまちでは今直営で行っていますけれども、サービス基盤が直営でできないとか民間の事業が参入できる環境にあるところにつきましては、調査研究や促進、その辺のことに對する経費を事業として盛り込めるという内容になっております。ということで、地域支援の全体像としては施設型給付と地域型保育給付、それと地域支援事業という3本立てになっております。

それで、前後しますが、4ページのほうをお開きください。繰り返しになりますが、3番の子ども・子育て支援新制度とはということで、子ども・子育て支援新制度は、消費税の引き上げによる財源を活用し、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に進める仕組みを導入し、待機児童を解消するとともに、幼児教育・保育及び子育て支援の質・量を拡充させようとするものです。こちらのほうは、認定こども園、幼稚園、保育所、地域型等費用のかかる給付を子供のための教育・保育給付として一本化され、これを利用するときは、保護者は利用する子供に市町村から次の区分の認定を受けることが必要になりますということで、先ほど1号から3号認定のご説明をしましたが、それを表にしたものでございます。1から3号の必要性と年齢、下のほうに利用できる施設ということで、施設型と地域保育型ということで丸と三角で示しておりますので、後ほどご参照ください。

それと、5ページに移りまして、今回の条例制定に對してどういう区分なのかということなのですが、認定こども園につきましては既に都道府県から認可をいただいております、さらにというよりも、これはみなし認定ということで、あと町村の仕事としては、今回議案第59号で条例を制定する予定となっております基準(1)を利用して確認作業を行います。地域型保育というのは今のところ古平にはありませんが、今後必要になった場合、認可は基準(2)番目を使いまして認可をして、確認をし、利用をしていただくと。3本目の条例、議案第61号の議案に上がっておりますものは放課後児童健全育成事業というものがありますが、この中に今古平町で想定なりされるものは、一期倶楽部のほうがそれに当たる形になります。それも、古平町への認可ではなく届け出をしていただいて事業展開をするという形になります。

先ほどもちょっとご説明しましたが、給付、お金の仕組みですが、まだ国で公定価格というもの示されていないのですが、中段にイメージということで図があるかと思うのですが、施設型と委託費とありまして、まず施設型のほうです。こちらが例えば1万円だとすれば、介護とか医療であれば1割、3割を事業所または病院に払います。保育所の場合は、定められた自己負担分を事業所、古平でいいましたら幼児センターのほうに支払って、残りの額を古平町が施設に對して給付するという形になります。

それと、4番のスケジュールですが、必要量とか町民のニーズ、どういうふうにかんがえるかとい

うところなのですが、今古平町子ども・子育て支援事業計画の策定ということで、昨年3月に要綱を制定しまして、6月6日に第1回目の子ども・子育て会議を開いております。こちらのほうは委員10名で構成されておまして、保護者の代表や学識経験、あとは事業所を運営している専門職の方に入ってくださいまして、昨年25年度に112名に対してニーズ調査を行っておりますけれども、その結果によりまして今後の計画値、先ほど説明しました地域支援事業の13事業、これの必要性だとか古平町での展開だとかというものを検討しております、1月に第3回目の会議を予定しております。それで、策定は3月に策定して、皆様にご提示できるかと思っております。これに関連しまして、古平町にその下にある条例や要綱がありますが、今後3月に向けて改正するもの、新しく制定するものがあれば新しく制定するというようなスケジュールになっております。

2ページにお戻りください。2ページの下段、2のところなのですが、今回条例を制定する方法等なのですが、2として、国が定める基準と古平町が定める基準というところで2つ上げています。新制度の実施に当たり、市町村は国が定める基準を踏まえて定める。2つ目、国が定める基準には、従うべき基準と参酌すべき基準があるということで、まず従うべき基準というところですが、これは必ず適合しなければならない基準ですので、これは緩和して定めることはできません。それに対して参酌すべき基準というのは、国が示した基準に対して、十分実情を判断した上で基準を制定していいということになっております。古平町がこれをつくるときの留意点としましては、従うべき基準と参酌すべき基準がありますが、今後運営していく上で基準として継続性を確保できるかという観点で検討しております。方向性として、基本的には国基準を踏襲するが、必要があれば追加、上乘せが可能である。当町におきましては、国が示した基準と異なる内容を定める特別な事情がないと判断しまして、今回は国の基準と同じように定めております。

では、3ページです。議案第59号 古平町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案ということで、こちらのほうは子ども・子育て支援法34条2項、特定教育・保育施設、46条2項、特定地域型保育事業に基づき施設の運営基準を定めるものです。これは、認定こども園等に対する施設型給付、家庭的保育事業に対する地域保育給付を町が支給する前提としての施設の確認をするための基準で、特定教育・保育施設は、本条例に定める運営基準を遵守することとなっております。それに基づきまして古平町では、国が示した基準を踏まえて条例を制定しております。従うべき基準の中に盛り込んでおりますのは17ありまして、①、利用定員、②、内容及び手続の説明及び同意、利用申し込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等、あっせん、調整及び要請に対する協力、利用者負担額等の受領、特定教育・保育の取り扱い方針、支給認定子供を平等に取り扱う原則、虐待等の防止、懲戒に係る権限の乱用禁止、秘密保持等、事故発生の防止及び発生時の対応、特別利用保育の基準、特別利用教育の基準、特定保育所に関する特例、施設型給付等に係る経過措置、利用定員に関する経過措置、連携施設に関する経過措置でございます。

議案第60号 古平町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案では、児童福祉法34条の16第1項に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるもので、子ども・子育て支援法の地域型保育給付対象施設が、その設置根拠を市町村の許可事業として児童福祉法に位置づけられることによるものです。地域型保育給付の対象として、多様な施設や事業の中

から利用者が選択できる仕組みとなっております。家庭的事業等は、さまざまな場所での多様な保育の提供が可能なることから、待機児童の多い都市では待機児童対策に、また子供の数の減少傾向が見られる地域では地域における保育の確保にそれぞれ寄与されることが期待できるようになっているものでございます。こちらにつきましても、国が示しました基準を踏まえまして条例を制定しております。こちらの従うべき基準は14あります。保育所等との連携、他の社会福祉施設と併設するときの設備及び職員の基準、利用者を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、懲戒に係る権限の乱用禁止、食事、食事の提供の特例、秘密保持等、設備の基準（調理設備）、職員、保育の内容、小規模保育事業の区分、居宅訪問型保育事業、居宅訪問型保育連携施設となっております。

議案第61号 古平町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案では、子ども・子育て支援事業の一つである放課後児童健全育成事業を古平町以外の者が実施する場合の基準を定めるもので、事業者は町に届け出が必要となります。先ほどもご説明しましたが、今想定されておりますのは一期倶楽部が想定されております。これにつきましては、設備や職員など運営に関する基準について町村の条例で定めるものでございます。こちらのほうも、国が示した基準を踏まえまして条例を制定しております。こちらの従うべき基準は、職員についてということで定めております。このほかには、参酌すべき基準として、国の基準どおり専用区画の面積等を定めております。

なお、これらの条例は、現状では事業の実施がなく、かつ平成27年度から子ども・子育て支援事業計画期間に実施予定がない事業であっても、6月30日に公布された府省令に準拠し、全項目を網羅している内容となっております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 1時38分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

議案第59号 古平町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案について討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第59号 古平町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第60号 古平町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案について討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第60号 古平町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第61号 古平町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案について討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第61号 古平町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎日程第13 同意第3号

○議長(逢見輝統君) 日程第13、同意第3号 古平町監査委員の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○副町長(田口博久君) ただいま上程されました同意第3号 古平町監査委員の選任についてご説明申し上げます。

本件は、現在監査委員をされております長谷川浩作氏の任期満了に伴い、その後任に同氏を再び選任したいので、同意を求めるものでございます。

記といたしまして、区分、識見を有する者、住所、古平郡古平町大字浜町229番地1、氏名、長谷川浩作、昭和11年8月5日生まれ。参考にありますように、現在の任期が平成22年12月17日から平成26年12月16日までとなっております。今回の選任は4期目となります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いいたします。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時42分

再開 午後 1時42分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑、討論を省略することとして差し支えございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論は省略いたします。

これから同意第3号 古平町監査委員の選任についてを採決いたします。

お諮りします。本件は、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、同意第3号 古平町監査委員の選任について同意を求める件は、同意することに決定いたしました。

#### ◎日程第14 陳情第13号

○議長（逢見輝統君） 日程第14、陳情第13号 「ゆきとどいた教育」の前進をもとめる陳情を議題といたします。

陳情第13号については、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第13号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第13号を採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第13号 「ゆきとどいた教育」の前進をもとめる陳情は採択することに決定いたしました。

◎日程第15 陳情第14号

○議長（逢見輝統君） 日程第15、陳情第14号 「新たな高校教育に関する指針」の見直しをもとめる陳情を議題といたします。

陳情第14号については、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第14号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 討論ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第14号を採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第14号 「新たな高校教育に関する指針」の見直しをもとめる陳情は採択することに決定いたしました。

◎日程第16 陳情第15号

○議長（逢見輝統君） 日程第16、陳情第15号 「高校・大学教育の無償化」の前進をもとめる陳情を議題といたします。

陳情第15号については、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第15号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第15号を採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第15号 「高校・大学教育の無償化」の前進をもとめる陳情は採択することに決定いたしました。

◎日程第17 陳情第16号

○議長（逢見輝統君） 日程第17、陳情第16号 再任用教員が培った力を生かし、少人数学級の実

現・教育条件整備に向け必要な交付税措置を国に求める意見書採択を要請します（陳情）を議題といたします。

陳情第16号については、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第16号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 討論ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第16号を採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第16号 再任用教員が培った力を生かし、少人数学級の実現・教育条件整備に向け必要な交付税措置を国に求める意見書採択を要請します（陳情）は採択することに決定いたしました。

#### ◎日程第18 陳情第17号

○議長（逢見輝統君） 日程第18、陳情第17号 「必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書」採択を求める陳情書を議題といたします。

陳情第17号については、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第17号につきましては委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 討論ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第17号を採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第17号 「必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書」採択を求める陳情書は採択することに決定いたしました。

#### ◎日程第19 陳情第18号

○議長（逢見輝統君） 日程第19、陳情第18号 18歳未満の子どもへ甲状腺検査実施に関する陳情

書を議題といたします。

陳情第18号については、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第18号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第18号を採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第18号 18歳未満の子どもへ甲状腺検査実施に関する陳情書は採択することに決定いたしました。

#### ◎日程第20 陳情第19号

○議長（逢見輝統君） 日程第20、陳情第19号 後期高齢者医療制度の「特例軽減措置」の継続を求める陳情書を議題といたします。

陳情第19号については、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第19号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 討論ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第19号を採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第19号 後期高齢者医療制度の「特例軽減措置」の継続を求める陳情書は採択することに決定いたしました。

ここで5分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時03分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第21 一般質問

○議長（逢見輝統君） 日程第21、一般質問を行います。

一般質問は、岩間議員、工藤議員、高野議員、真貝議員の4名です。

順番に発言を許します。

最初に、岩間議員、どうぞ。

○2番（岩間修身君） ほほえみくらすに行く道路について一般質問いたします。

ほほえみくらすへの道路が雪道で、上り坂がスリップして上れないと。そして、坂の下で乗りかえております。ほほえみくらす利用者、古平福祉会通所の人たちが大変不自由しております。また、足腰の悪い人たちもおりますので、乗りかえしないで行けるようにしていただきたいとの声が大変多かったので、また今の道路では大変ですので、今後の町長の考えをお伺いいたします。

○町長（本間順司君） 岩間議員の一般質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、ほほえみくらすに行く道路なのですけれども、勾配がきついため、冬期間だけですけれども、当該坂道区間の町コミュニティバスの運行を現在中止しているところでございます。古平福祉会と町の保健福祉課が協力して、ほほえみくらすから元気プラザまで送迎を行っているところでございます。古平福祉会では、ほほえみくらすに併設した障害者就労支援施設利用者の安全を確保するため、送迎バスから小型自動車に移乗させて上っているということでございます。本当にご迷惑をかけているなということで、申しわけなく思っております。

路面状況によっては、普通車の走行も心配でございます。その対策が急務であるというふうに思っておりますけれども、現在、議員ご承知のとおり、道路の改良や新たなルートにつきまして調査検討中でありまして、来年3月までには一定の方向を示したいというふうに考えております。現在とっている対策としましては、普通車両の通行に支障がないよう、施設管理者、道路除雪事業者、町建設課とも連携してきめ細かな対応をするということにしておりますので、その点ご理解を願いたいというふうに思っております。

今ルートの選定だとか行っていますけれども、成果物ができてきたばかりですので、それらを検討しながら、どうするか取り進めていきたいというふうに思っております。以前お話ししたこともあろうかと思えますけれども、そういうルート選定とあわせて、場合によっては電気を使った融雪、そういうものも必要かなというふうには思っております。

以上です。

○2番（岩間修身君） 大変不自由していると言っていますけれども、今どうこうしろと言ってもどうにもならないので、今町長の答弁で、3月まで検討するという事なので、町長の答弁にもありましたが、本当に普通車でもおっかないような状況でございますので、これは来年度何とかして直していただいて、そして安心、安全な道路でもって、通所あるいはほほえみくらすの人たちの交通に便利のいいように極力お願いいたしまして、終わります。

○議長（逢見輝統君） 次に、工藤議員、どうぞ。

○9番（工藤澄男君） 私は、アライグマについて町長の考えをお聞きいたします。

道は、アライグマの発情期と出産の時期である4月から6月にかけて重点的な駆除をする方針を先日新聞に発表しておりましたけれども、古平町でもその方向で進む考えがあるのかどうかお聞かせください。

○町長（本間順司君） 工藤議員の一般質問にお答えいたします。

アライグマの被害につきましては古平町も、ご承知のとおり農作物被害が増加傾向にあるということでございまして、現在箱わな設置要請や目撃情報によってその都度捕獲を実施しているのが現状でございます。道議会のほうで来年度から捕獲の効果が高い、いわゆる4月から6月、議員おっしゃるとおりアライグマ春期捕獲推進期間を設置して、全道一丸となって実施するというところでございます。これによりまして本町も道の方針どおり、アライグマ春期捕獲推進期間として道に準じて、今のところ被害が確認されていない農家に対しましても積極的に周知を行ってさらなる関心を高め、効果的な捕獲に取り組む考えでいるところでございます。

以上でございます。

○9番（工藤澄男君） 今町長、農家の被害とかと申しましたけれども、私実際に、農家なのでしょけれども、その話を聞きましたら、例えばトウキビだとかイチゴなど、収穫近くなってそろそろというときに必ずアライグマにほとんどやられているというのがあるそうです。それで、道のほうではこの時期というのは、ちょうど出産したときに親を捕まえると。そうすれば、産んだ子供は結局お乳が飲まれないものですから、自然に餓死すると。そういうのも狙っているようなのですけれども、実際に被害を受けている人もおりますし、実際にアライグマが畑の周りを歩いているのもあるようですので、まず少し力を入れてやってほしいと思いますけれども、どうでしょうか。

○町長（本間順司君） 議員おっしゃるとおり、私も被害の状況は聞いています。それこそ太陽農場のイチゴがやられてしまったというような話も聞いておりますので、そういう出産の時期、あるいはそれ以外でも、収穫期に入ったときにそういうふうなアライグマを見つけた場合には捕獲できるような体制をとっていききたいなというふうに思います。

○9番（工藤澄男君） 農家の方々が安心して農業できて、そしてきちっと収穫できるようにお願いをいたしまして、終わります。

○議長（逢見輝統君） 続きまして、高野議員、どうぞ。

○6番（高野俊和君） 病院及び特養建設の状況についてでありますけれども、平成28年3月で掖済会の病院の撤退が決まり、その後について町民の皆さんの関心も高まっているところでありますけれども、現時点での交渉の進みぐあい、お話しできることがあればお聞かせ願いたいと思いますし、さきの古平の未来を考える町長との懇談会の中で、仮に病院建設が不調に終わっても特養については考えていきたい趣旨のお話をされていたと思いますけれども、こちらも現在の段階でお話しできることがあればお聞かせ願いたいと思いますけれども、病院の件でも決まっていないことも多いと思いますので、大まかでも構いませんし、また特養についても、このような希望を持っているというようなことでも構いませんので、お話しできることがあればお話を聞きたいと思います。

○町長（本間順司君） 高野議員の一般質問にお答えいたします。

議員の質問の後段なのですけれども、先般の町長との懇談会ということで、仮に病院建設が不調に終わってもということではなくて、仮に特養をやってくださる法人がなかった場合には町というふうなことで申し上げたつもりでございます。今盛んに、診療所を引き受けていただくと、28年の4月から診療所の運営についてお願いをしている最中でございます。この間、北海道保健福祉部あるいは北海道病院協会など各方面の助言など協力を得ながら、新たな医療法人等に対する誘致活動を行ってきているところでございます。かなり足を運んでやっているとところでございますけれども、医師不足あるいは医療従事者の都市部に偏在するといったところで、北海道における医療情勢の中での誘致活動は極めて難しいなというふうに感じているところでございます。

北海道病院協会から紹介していただいた法人との協議は、有床診療を存続するための医師等の確保が課題となって、現在協議中断となっている状況でございます。また独自ルートで誘致活動をしている法人においても、やっぱり医師確保が最大の課題ということで話し合いをしておりますけれども、そういう中で現在検討をしていただいている最中ということでございます。ただ、医療法人に対する誘致活動において、医師の確保が最大の課題というふうに申し上げておりましたが、当町でも独自に医師の確保に向けた活動を並行して行っているところでございます。本町の独自の医師の確保について、これらを持っていきながら再度交渉するというような今段階でございます。ですから、これからある程度流動的に変わっていくわけでございますけれども、そんな方向で今進めているということでございます。

それから、特養につきましても、ある程度目当てにしている医療法人が来てくだされば、その関連関係で、そんなに早くではないですけれども、将来的には来ていただけるのかなというような気がしないでもありませんので、その辺も熟慮しながら交渉を進めていくということでございます。いろいろ方策は考えておりますけれども、そういうことで取り進め中でございますので、余りしゃべってしまいますと、まとまるものもまとまらなくなるようなこともございますので、この辺でご勘弁願いたいなというふうに思っています。

○6番（高野俊和君） 病院についても特養についても、今ここで簡単にお示しできるというふうには全く考えておりませんので、ただ病院と特養がセットというのが一番ベストなのでしょうけれども、病院もかなり難しいだろうと思っておりますけれども、その場合でも、例えば特養のほうについては、セットでない場合でも民間にその事業を頼むというのが一番いいのでしょうか、それも不調の場合には、例えば指定管理みたいなこととか町単独なんかでもやるという、決まってはいいいのでしょうか、そういう考え方もあるということなのでしょうか。

○町長（本間順司君） 特養につきましては、いわゆる指定管理云々くんぬんということではなくて、今目指しているのは民設民営というように目指しております。先般の懇談会で申し上げたのは、そういう法人が見つからなかった場合は町単独で建設して、今おっしゃったように、仮にどこかの法人が指定管理してくだされば、それはそれでいいのですけれども、そんなところで今進めていきたいなというふうに思っております。

なかなか難しい問題ですけれども、今般第6期目の期間で特養をつくるということで、広域連合のほうに上げていく準備をしております。この間、積丹のニュースが、余市のサテライト型でやる

ようなニュースも載っておりましたけれども、やり方にはさまざまあろうかと思えますけれども、それらも参考にしながら、ある程度そういう法人を見つけていきたい、あるいは町単独でもつくってきたいというふうに思っております。

○議長（逢見輝統君） それでは、次に真貝議員、どうぞ。

○8番（真貝政昭君） まず、掖済会後の診療所について伺います。

先般の議会で、入院ベッドがなくてもよいのではないかという趣旨の意見が議員の中から提案されて、いよいよ万事休すになると、そういう選択肢もあり得るのかなと、そういう答弁があったように思います。それで、町のほうで有床の診療医療を目指すと言っているのに、議会側はそれに全員賛同かなという思いでいたのですけれども、そういう前提で札幌の地域医療に熱心な施設を見学もしたりしていたのですけれども、こういう意見が出てくるというのはちょっと驚きだったのです。

それで、通告要旨には、入院ベッドを持つ診療所の維持継続は、古平で子育てし、安心して暮らせる絶対条件だと考えます。これが私の認識なのですけれども、ベッドを持たない診療所を想定しますと、まずお医者さんと看護師さんは通いの状況になるのは確実です。それと、診療所経営を見ますと、月曜日から大体金曜日まで、土日は休みで、平日も水曜日あたりに午前診療だけで、かなり半端な診療体制になるという状況です。ほとんど無医村状態になるというのが容易に想像できます。

それで、以前にこういう意見も出ました。救急車があるから、病院がなくてもいい時代ではないかという発言もありました、この議会で。考えてみますと、蓮実医院が掖済会にかわったときに、体調を崩された高齢者が先生の到着を待つ前に亡くなられたという、そういう衝撃的なスタートから始まりました。そのことが非常に関心を呼んで、古平町でお医者さんに常駐してもらおうと。さらに、入院ベッドを再開してもらおうということで古平町の医療行政は進んできたのです。それを後退させるわけにはいかないのではないかと。絶対有床ということを通すべきではないかというふうに私は考えるわけです。町長のお考えを聞きたい。

○町長（本間順司君） 真貝議員の一般質問にお答えいたします。

議員ご承知のとおり、ことしの5月に町民が望む町の実現に向けて古平町総合計画の目的を達成すべく、医療環境の整備及び医療サービスの向上を図るため、古平町地域医療推進方針を策定して、6月6日の議員全員協議会で当該の方針内容を説明したとおりでございます。その中で、住民が必要とする医療の確保、それから議員おっしゃるとおり、安心して医療を受けることができる環境づくり、それから安心して産み育てることができる環境づくり、古平町の地域医療の確保の4つの柱のもとで、身近なかかりつけ医機能の充実、あるいは回復期機能を主とした病床機能の存続など住みなれたまちでの医療環境の整備、あるいは福祉と連携した医療提供体制の構築などに取り組むべく推進方針を定めて、先般報告したところでございます。これが実現に向けて、それこそ先ほどから申し上げているとおり、医療法人に対して誘致活動を行ってきているところでございます。

現時点で具体的な内容を報告できないこと、先ほどもご了承いただきたいというふうに思いましたけれども、こういうお医者さんの確保が非常に難しい現状においては、複数の医師を必要とする有床診療にこだわり過ぎて、医療法人への誘致活動が足かせとなって医療そのものの自体が確保でき

なくなる、そういう事態だけは避けなければならないというふうに思っているところでございまして、いろいろ交渉していく中でさまざまなやりとりが行われているところでございます。ですから、先ほども申し上げましたとおり、ある程度こちらのほうでもお医者さんを確保しながら、できるだけ有床にさせていただけるように話を進めているところでございますけれども、何せ今までお願いしてきたそういう法人でも、有床はなというような印象のところが多かったということでございまして、頭を悩ませているところでございます。

○8番（真貝政昭君） 消防のほうに聞きましたら、ことしの救急出動は200件を既に超えたそうです。予想としては、高齢者が多くなってきましたと、ますますこの件数はふえていくだろうと、そういう予想を立てていらっしやいました。大体200のうち3分の1が古平の診療所が受けているということで、かなり救急については地元の病院、なかなかスタッフの充実さからいけば十分ではないと言われている今の診療所でさえ3分の1を受け入れていると、こういう状態にあります。それで、例えば今般のように暴風だとかそういう状況になりますと、有床でない状態ですと、お医者さんも看護師さんも全くない状況ですから、交通どめとかに遭いましたら、全てのそういう急患に対して対応できないような状況が生まれると、こういう事態になるわけです。これが常に起こり得る状況になってしまうと。

それから、救急搬送の搬送先なのですけれども、仮に古平町で無医村の状況がありますと、余市で済むのかといったら、そうはいかないというのです。場合によっては小樽、札幌に運ぶということになりますと、高齢者の多いこの地域ですと、軽い肺炎でも、高齢世帯が札幌まで見舞いに行かなければならないという事態がこれから起こり得るということです。だから、経済的にもかなり、有床でないという状況は町民に負担を持たせていくことになりますから、単なる医療的なものだけではなく、家族を含めた経済的な問題にも発展しかねないと、そういう状態ですので、かなり有床というのは難しいと言われるにしても、ぜひとも最後まで有床で頑張ってもらいたいなど、そういう思いでいっぱいなのですけれども、改めて町長のお考えをお聞きします。

○町長（本間順司君） それは、議員おっしゃらなくても、私もその考えは当たり前だというふうに思っております。ただ、先ほど言ったように、余りそれにこだわり過ぎて、それこそ病院そのものがなくなってしまうと限らない状況があれば、ある程度譲歩しなければならない部面もあるのかなというふうには思っておりますけれども、我々としては、それこそ6月に方針を示したとおり、基本的に有床でということを取り進めておりますけれども、万やむを得ない場合も考えられるときにはそういう方向にいかざるを得ない場合もあるということでご理解願えればということでごございまして、家族の経済的なことも言われましたけれども、まずは病院、診療所を確保することが先決だというふうに思っているところでございます。

○8番（真貝政昭君） こういう医療情勢をつくっているという不備な状況は、岩間議員も政権側の地方議員ですけれども、こういう状態には首をかしげている状態ですので、これを国政的にまず変えていくという努力が必要かなと思うのですけれども、ぜひとも議員側から有床でなくてもいいというような意見が出たら、それはおやめくださいと言えるような町政運営でぜひあってほしいなと願う次第です。

次に、2番目の休耕地の活用ですけれども、音威子府村の牧草によるバイオマス発電事業が注目されています。それで、本町でも、国営草地、もともとは山林だったのを切り倒してああいう状態にして、使っていないのだからもとに戻せという主張をしていたのですけれども、優良農地をもとの山林に変えるということは不可能だということで、それは納得したのです。しかし、あの国営草地も、市街地の休耕地がかなり広まっています。農協側も農家側も、それから町側も、先行き全く方針が立てられない状況にあるということで、音威子府村の事業を初めバイオマス発電事業というものに注目すべきでないかというふうに思ったのです。

牧草だとか、家庭で飾れるような花でないような、雑草のようなものを植えて、そしてこういう事業に活用できる。さらに、雇用の確保につながるという、そういう事業として注目されている。音威子府村の事業は北海道が進めている事業にのっかっているらしいですので、ぜひとも古平でもこの事業に注目をして、研究を進めてみてはどうかと。それによって休耕地の活用方法に活路が見出されるのではないかという、そういう考えで今回質問に出したわけですがけれども、町長のお考えを伺います。

○町長（本間順司君） 議員おっしゃるとおり、音威子府村のそれを調べてみましたけれども、この分野で先行するドイツのウンデ村に音威子府村の職員が現地視察に行ったり、それからドイツから専門家を招いて講演を行ったりということをごさいます。2015年、来年の2月までにその調査結果をまとめて、事業化を判断するという予定だそうのごさいます。ですから、我が町においても、このような先進的な取り組みをしている、今注目されているところ、これが実現されれば、実際稼働しているプラントなど視察をして、事業規模あるいは投資コストなど、本町の国有草地を初め低地にある休耕地の再利用につながる事業かどうか調査してみたいというふうに思います。

ただ、休耕地面積は7.6ヘクタールしかないのです。国有草地、牧場ですけれども、これは278ヘクタールほどありますけれども、草地につきましては、将来的には山づくりというような関係で山林ということも視野に入れているところのごさいますけれども、そんなところで音威子府村の調査の結果、あるいは実現した場合の姿を一度見て、我々も考えていきたいなというふうに思っております。

○8番（真貝政昭君） 次に、3点目の保育所の充実です。それで、古平町では、先ほど来町長が述べられているように、介護施設の建設に向けて今進めていますけれども、新たなそういう職場ができますと、若い世代が働く場を設けるわけですから、当然この古平でも、そういう若い人たちのための環境づくりが必要になってくるだろうと思います。それで、私の子供も含めて若い人たちがともに働いていく上で、都市部でも関心と呼んでいるのが保育所の充実なのです。特にゼロ歳児、未満児、こころの充実が重要になっていくだろうと思うのです。

それで、古平町の幼児センターの実態も聞きましたけれども、古平の大きな職場といったら福祉会がありますけれども、直接聞いてみました、若い人たちの保育の環境はどうですかということで。とにかく古平は住宅難であると。本当はここに住みたいのだけれども、余市方面に住まざるを得ない状況だと。子供ができると、ともにこちらのほうで共働きの状況になっていますから通いになり

ますけれども、事前に古平の幼児センターの状況を伺って、無理だとわかって、余市方面に子供を預ける。したがって、どちらかが中途半端な労働時間で続けざるを得ないような状況が生まれていると、こういうお話でした。

町内に住んでいる方も、自分の子供が成人しますと、一人で自立できる住宅がないために余市方面に住宅を求めるといふ、そういう要望を私以前から伺っていますけれども、とにかく住宅難ということで、若い人たちが余市方面に住まざるを得ない状況がまずあるということと、それと共働きを進めていく上でゼロ歳児の保育状況が満杯状態であると。それは、余市方面、小樽方面も全く同じのようです。ですから、全体的にゼロ歳児保育が不十分であるというのが大体感触としてわかりました。古平では、にぎやかに新地方面で活用されていますけれども、今後の古平の福祉施設の充実だとかそういう点を考えますと、仮にゼロ歳、未満児を中心にした、そういう重点的な施設でもいいですけれども、何らかの形で保育所の増設というのは考えていくべきでないかと。一緒に福祉施設の充実だとか医療の充実を考えていきながら、そういう保育所の充実も考えていくべきではないかというふうに思うのですけれども、町長のお考えを伺いたい。

○町長（本間順司君） 今真貝議員おっしゃるとおり、ある程度介護施設等々ができれば若い方々も入ってくるということで、結果保育所が不足する場合も考えられますけれども、現時点ではある程度充足しているというふうに思っております。それこそ先ほどの子育ての議案でありましたとおり、ある程度家庭的な保育というようなことも考えられるということで、やってくれる方があれば、そういうものも活用したいなど。そのための条例制定ということでございました。ですから、ある程度介護施設あるいは病院、そういうものの施設ができていく段階においてそういうものも考えていかなければならないということは十分承知してございます。

古平に住宅がないというようにございまして、それは、私も同感でございまして、それこそ民間アパートの募集をしたけれども、条件的に合わなくてなかったというようにございまして、その見直しも今行って、やってくださるところがあれば、それこそ住宅政策も進めていきたいなというふうには思っておりますけれども、いずれ若者がふえていく段階で保育所の増設もいざそれは考えていかなければならないのではないかなとは思ってございます。

○8番（真貝政昭君） 新聞報道でも若年層の極めて急激な減少というのが地域で心配されているような状況で、新聞報道されているとおりですね。そういう中で、だからこそそういう面での施策というのを充実させると。フットワークよく対応できるような対策が、特に古平においては必要だというふうに考えますので、ぜひとも力を入れていただきたいと思う次第です。

終わります。

○議長（逢見輝続君） それでは、以上をもって一般質問を終わります。

#### ◎日程追加の議決

○議長（逢見輝続君） お諮りします。

ただいま意見案第13号から第20号までの意見書が提出されました。

これを直ちに日程に追加し、議題にしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第13号から第20号までの意見書を日程に追加することに決定いたしました。

◎追加日程第2 意見案第13号

○議長(逢見輝統君) それでは、追加日程第2、意見案第13号「ゆきとどいた教育」の前進を求める意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第13号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

これから意見案第13号「ゆきとどいた教育」の前進を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第3 意見案第14号

○議長(逢見輝統君) 追加日程第3、意見案第14号「新たな高校教育に関する指針」の見直しを求める意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第14号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 質疑ございませんということでございますので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

これから意見案第14号 「新たな高校教育に関する指針」の見直しを求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎追加日程第4 意見案第15号

○議長(逢見輝統君) 追加日程第4、意見案第15号 「高校・大学教育の無償化」の前進を求める意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第15号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 質疑、討論を省略してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) それでは、これから意見案第15号 「高校・大学教育の無償化」の前進を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎追加日程第5 意見案第16号

○議長(逢見輝統君) 追加日程第5、意見案第16号 再任用教員が培った力を生かし、少人数学級の実現・教育条件整備に向け必要な交付税措置を国に求める意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第16号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 質疑ないようですので、質疑、討論を省略して構いませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

これから意見案第16号 再任用教員が培った力を生かし、少人数学級の実現・教育条件整備に向け必要な交付税措置を国に求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時49分

再開 午後 2時50分

○議長(逢見輝統君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

#### ◎追加日程第6 意見案第17号

○議長(逢見輝統君) それでは、追加日程第6、意見案第17号 再任用教員が培った力を生かし、少人数学級の実現・教育条件整備に向け希望者全員の再任用を求める意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第17号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

これから意見案第17号 再任用教員が培った力を生かし、少人数学級の実現・教育条件整備に向け希望者全員の再任用を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第7 意見案第18号

○議長（逢見輝統君） 追加日程第7、意見案第18号 必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。  
よって、意見案第18号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。  
これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。  
これから意見案第18号 必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書を採決いたします。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第8 意見案第19号

○議長（逢見輝統君） 追加日程第8、意見案第19号 18歳未満の子どもへ甲状腺検査実施に関する意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。  
よって、意見案第19号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。  
これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから意見案第19号 18歳未満の子どもへ甲状腺検査実施に関する意見書を採決いたします。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎追加日程第9 意見案第20号

○議長（逢見輝統君） 追加日程第9、意見案第20号 後期高齢者医療制度の「特例軽減措置」の継続を求める意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第20号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから意見案第20号 後期高齢者医療制度の「特例軽減措置」の継続を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第22 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（逢見輝統君） 日程第22、総務文教常任委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

総務文教常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程第23 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（逢見輝統君） 日程第23、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

産業建設常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程第24 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（逢見輝統君） 日程第24、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書、所管事務についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第72条第2項の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程第25 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（逢見輝統君） 日程第25、行財政構造改革調査特別委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

行財政構造改革調査特別委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の議決

○議長（逢見輝統君） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

よって、会議規則第6条の規定により本日で閉会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（逢見輝統君） これにて本日の会議を閉じます。

平成26年第4回古平町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 2時58分

上記会議の経過は、書記  
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員